

(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る

環 境 影 響 評 価 書

( 要 約 書 )

令 和 5 年 1 月

向茂都市開発株式会社

# 環境影響評価書(要約書) 目次

ページ

第1章 事業者の氏名および住所	-----	1
1-1. 事業者の名称	-----	1
1-2. 代表者の氏名	-----	1
1-3. 主たる事務所の所在地	-----	1
第2章 事業の名称	-----	1
第3章 事業の目的および内容	-----	1
3-1. 事業の目的	-----	1
3-2. 事業の種類	-----	1
3-3. 対象事業実施区域の位置および面積	-----	1
3-4. 対象事業実施区域の概要	-----	3
3-5. 事業の工事計画の概要	-----	3
3-6. 事業の実施後の土地または建造物等において行われることが 想定される事業活動その他の人の活動の概要	-----	8
3-7. 計画段階における環境の保全の配慮に係る検討の経緯 およびその内容	-----	14
第4章 対象事業実施区域およびその周囲の概況	-----	15
4-1. 自然的状況	-----	15
4-2. 社会的状況	-----	23
第5章 計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書および 環境影響評価準備書に対する意見と事業者の見解	-----	28
5-1. 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解	-----	28
5-2. 環境影響評価方法書に対する意見と事業者の見解	-----	32
5-3. 環境影響評価準備書に対する意見と事業者の見解	-----	40
第6章 環境影響評価項目ならびに調査、予測および評価の方法	-----	52
6-1. 環境影響評価項目の選定	-----	52
6-2. 調査、予測の手法	-----	56
6-3. 環境保全措置の検討および評価等	-----	58
6-4. 環境影響評価方法書からの変更事項	-----	59
第7章 事業の実施により環境に及ぼす影響の予測および評価	-----	60
7-1. 大気質	-----	60
7-2. 騒音・振動	-----	61
7-3. 悪臭	-----	63
7-4. 水象	-----	63
7-5. 水質	-----	64
7-6. 底質	-----	65

7-7. 地盤沈下および地下水位低下	-----	65
7-8. 地形・地質	-----	66
7-9. 地盤(土地の安定性、地盤沈下)	-----	67
7-10. 土壌(汚染、機能)	-----	68
7-11. 動物	-----	69
7-12. 植物	-----	70
7-13. 生態系	-----	71
7-14. 景観	-----	72
7-15. 人と自然との触れ合い活動の場	-----	73
7-16. 廃棄物等	-----	73
7-17. 温室効果ガス等	-----	74
7-18. 文化財	-----	74
7-19. 伝承文化	-----	75
第8章 環境の保全のための措置	-----	76
8-1. 環境の保全のための措置の検討方法	-----	76
8-2. 環境の保全のための措置の検討結果	-----	76
第9章 事後調査の計画	-----	88

## 第1章 事業者の氏名および住所

### 1-1. 事業者の名称

向茂都市開発株式会社

### 1-2. 代表者の氏名

代表取締役 向 春美

### 1-3. 主たる事務所の所在地

滋賀県東近江市蛇溝町231番地

## 第2章 事業の名称

(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業

## 第3章 事業の目的および内容

### 3-1. 事業の目的

工業団地の造成

日野町の持つ自然環境ならびに生活環境に配慮し、既存工業団地の有効活用とともに荒廃した農地等の土地活用を図る。また、地域循環型経済構築に資する高い技術を生かしたものづくりや研究開発型の産業の立地を促進するため工業団地を計画し、頑張る地方応援、地域活性化に寄与し、均衡ある発展を図ることを目的とする。

### 3-2. 事業の種類

工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成事業  
(滋賀県環境影響評価条例別表（第2条関係）の(12))

### 3-3. 対象事業実施区域の位置および面積

蒲生郡日野町大字鳥居平字篠原1519番 外149筆

面積：660,558.40 m<sup>2</sup>

内、市街化区域（特定保留区域含む）	374,285.75 m <sup>2</sup>
町道建設区域（特定保留区域内）	9,124.53 m <sup>2</sup>
地区計画予定区域	277,148.12 m <sup>2</sup>

図 3 - 3 - 1 対象事業実施区域位置図(A4縦)

### 3-4. 対象事業実施区域の概要

対象事業実施区域は日野町の西部に位置しており、日野町は滋賀県の東南部、鈴鹿山麓の西に位置し、東西1.45km、南北1.52kmで山地と丘陵地で形成される。

近年は名神高速道路、新名神高速道路等主要幹線道路へのアクセスも容易なことから、住宅地の開発や企業立地が進んでいる。気候は瀬戸内海気候に属し、平均気温は14.5度で年降雨量は1,300～1,600mm程度である。

対象事業実施区域は、国道307号沿いに位置する日野第一工業団地(日野住宅工業団地および大谷工業団地)に近隣し、広域営農団地農道に挟まれて未開発となっている工業地域と隣接する市街化調整区域に位置する。海拔は185m～225mで二次林と荒廃した農地により形成された地域である。

### 3-5. 事業の工事計画の概要

#### (1) 工事の進め方

切盛土工に先立ち伐採を行い、伐採の終了した区域から仮設道路の設置、沈砂池、仮設調整池、編柵工等の仮設防災工を先行して行ったのち土工事に着手する。特に、降雨による汚濁水流出防止対策に万全の注意を払う。

伐採材の処分については、対象事業実施区域の大部分がコナラの雑木林であるので、伐採した樹木のうち、直径が概ね12cm以上の幹材についてはチップ用材として搬出する。

細い幹材については可能な限り現地で利用し、枝葉および土工時に除根された根株は産業廃棄物として業者委託処分する計画である。

工事中の車両の出入口については案内板を設置し、交通整理員を置き、一般車両および歩行者の安全を図る。

#### (2) 造成計画

第1期工事として全工事面積(改変区域)約57.49haのうち、工業地域および特定保留区域の西側部分約36.04haを先行して造成する。この区域で不足する盛土量約358,700m<sup>3</sup>については東近江市蛇溝町地先の株式会社向茂組資材置き場から搬入し、第2期工事として地区計画が設定される区域約21.45haでは切盛土量をバランスさせる計画である。

地山の掘削(切土)はブルドーザーまたはバックホウで行い、盛土区域が近距離の場合はブルドーザーで運搬する。移動距離が長い場合は車両で運搬し、ダンプトラック、アーティキュレートダンプ、クローラーダンプを地盤の状況や仮設道路の設置状況に応じて使い分ける。運搬した土砂は盛土区域に敷きならした後、締め固める。

工種別の工事工程は表 3 - 5 - 1 に示すとおりである。

### (3) 工事中の雨水排水計画

「開発に伴う雨水排水計画基準（案）平成14年4月 滋賀県土木交通部河港課」を遵守し、開発地の雨水の流出に対して、放流先河川・水路等、下流への影響がないよう、工事の初期段階では暫定洪水調整池整備による洪水対策（暫定1/30年確率降雨強度規模）を行うこととし、全体工程の早期に本設（1/50年確率降雨強度規模）の先行整備を行い、洪水対策に万全を尽くして、1号洪水調整池および2号洪水調整池については普通河川野川に、3号洪水調整池については一級河川野川に放流する。

野川については本格的な造成工事に先立ち、管理者(日野町)と協議を行い、対象事業実施区域内を通過する河川の起終点は変えず、区域内を現況で蛇行している河川のほぼ中心を新しい法線として、河川の流下能力は現況と同等の規模により位置の付替えを行う。

- ・普通河川野川付替え区間の総延長 L=1,049.7m
- ・内、標準部(開渠部) : U-B2000×H1400 L=970.8m
- ・内、町認定道路下横断部 : BOX-C L=74.0m
- ・内、一級河川擦り付け部(終点取付部) L=4.9m

また、工事实施区域への流入水および直接降雨については、盛土内に浸透してくる水を排水し、盛土状態を良好に維持し安定を図ることを目的として、暗渠排水管等の施設を設置する。

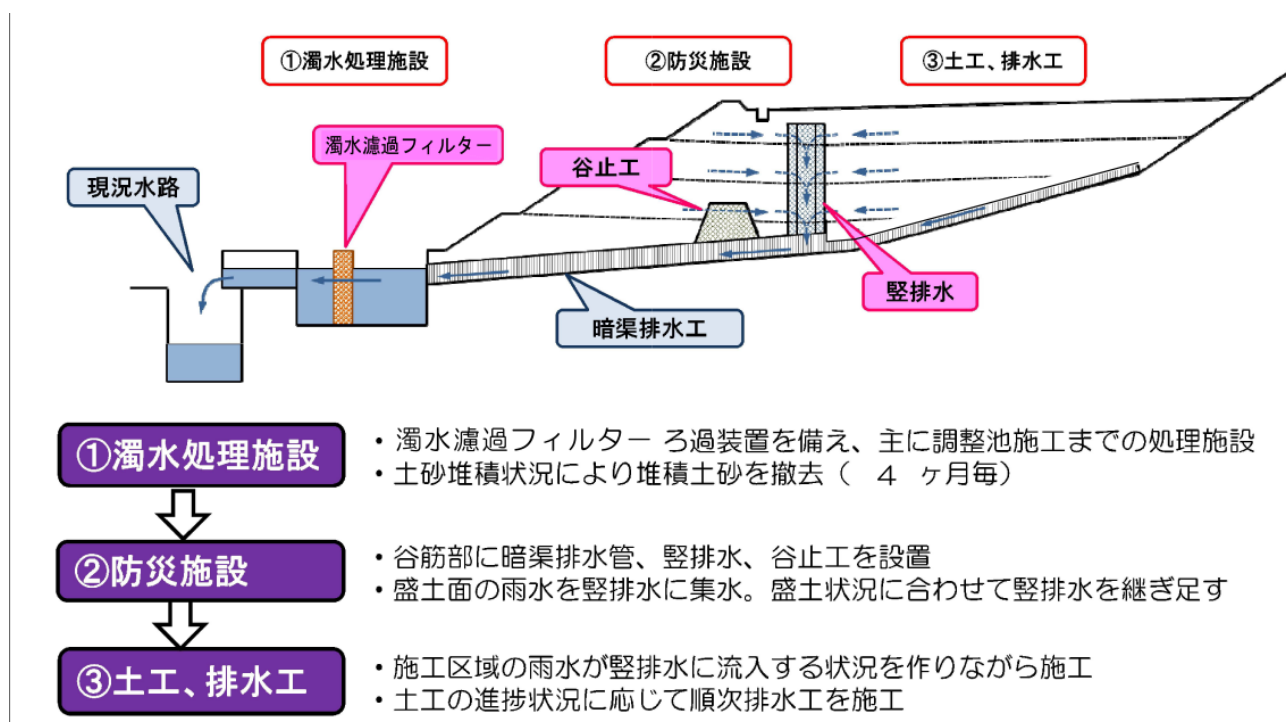


図 3 - 5 - 1 濁水対策を考慮した基本施工順序（谷筋部）

図 3 - 5 - 2 切盛配置と運土計画 (A4横)



图 3-5-3 标准断面图

表 3 - 5 - 1 工種別工事工程 (A4横)

### 3-6. 事業の実施後の土地または建造物等において行われることが想定される

#### 事業活動その他の人の活動の概要

##### (1) 土地利用計画

土地利用計画を図3-6-1および表3-6-1に示す。

滋賀県、日野町等許認可権者や関係各機関と協議を行った結果、対象事業実施区域内の土地利用は表3-6-1に示すように計画した。

区域内の約49%を工場用地等として利用し、約13%を残置森林として造成森林とともに約29%を森林として確保する。

表3-6-1 土地利用計画

項目	工業専用地域、特別用途地域、 特定保留区域		地区計画予定区域	合計面積 (㎡)	比率 (%)	備考
	第1期		第2期			
	事業地面積(㎡)	町道建設区域(㎡)	事業地面積(㎡)			
工場用地等	161,068.57	0.00	163,635.14	324,703.71	49.16	
道 路	11,294.88	9,054.52	733.23	21,082.63	3.19	
残置森林	23,045.50	0.00	62,627.48	85,672.98	12.97	森林率 25%以上 確保
造成森林	71,194.34	0.00	34,635.55	105,829.89	16.02	
造成緑地	56,359.04	0.00	14,600.69	70,959.73	10.75	
調整池等	43,679.61	0.00	0.00	43,679.61	6.61	
水 路	1,264.82	0.00	0.00	1,264.82	0.19	
河 川	6,378.99	70.01	916.03	7,365.03	1.11	付替え・存置
開発区域面積	374,285.75	9,124.53	277,148.12	660,558.40	100.00	

##### (2) 導入業種

立地企業の募集については造成工事着手時から行う予定であり、低公害型の企業を念頭に募集を行う計画である。具体的には滋賀県内の工業団地に立地する企業を参考に以下の業種を想定している。

- ・食料品製造業
- ・化学工業
- ・プラスチック製品製造業
- ・金属製品製造業
- ・一般機械器具製造業
- ・電気機械器具製造業
- ・電子部品・デバイス製造業
- ・輸送用機械器具製造業
- ・運輸業、倉庫業、梱包業
- ・産業廃棄物処分業(中間処理業)

### (3) 供用後の雨水排水計画

「開発に伴う雨水排水計画基準（案）平成14年4月 滋賀県土木交通部河港課」を遵守し、開発地の雨水の流出に対して、放流先河川・水路等、下流への影響がないよう1/50年確率降雨強度による調整池を設置し、洪水抑制を行った後、付替え後の野川に放流する。

表 3 - 6 - 2 調整池の計画規模

名 称	形 式	貯水容量 (m <sup>3</sup> )	貯砂容量 (m <sup>3</sup> )
1号調整池	フィルダム形式	44,889.87	2,720.17
2号調整池	フィルダム形式	65,886.45	2,793.88
3号調整池	堀込池	12,396.19	2,943.50

### (4) 汚水排水計画

日野町公共下水道整備区域への編入について担当部局と協議した結果、最大500m<sup>3</sup>/日が放流可能であることを確認している。

場内をφ200 L=1,343mで配管整備するとともに、加圧ポンプ2基を合わせて整備し円滑な汚水排水処理を行う。

### (5) 建築計画

建築物の詳細は立地企業が決定後に明らかとなるため、現段階では建築計画は策定されていないが、概ね図3-6-3の様な建物配置が想定される。

### (6) 交通計画

進入道路は下記の通り整備予定であり、国道307号線および町道鳥居平・安部居線並びに町道石原・鳥居平線に接続を予定している。

- ・幹線道路 W=12.0m L=662.117m（開発による整備道路）
- ・町道認定道路 W=9.0m L=897.253m（町道鳥居平・安部居線の延伸し、町道石原・鳥居平線へ接続。道路法24条施工）

### (7) 給水計画

上水については日野町の上水道区域への編入について担当部局と協議した結果、対象事業実施区域北側の配水管より最大400m<sup>3</sup>/日の供給を受けることが可能である旨を確認したことから、町水道により当工業団地内を賄う計画である。

なお、工業用水については当初井戸水の使用を予定していたが、試掘井戸の揚水試験の結果、十分な揚水量が見込めないことが判明したため、企業誘致の条件として、工業用水が必要な場合は上水道を利用するよう重要事項説明書に記載する。

#### (8) 廃棄物処理計画

立地企業ごとに処分業者と契約し、適切に処理を行うよう要請する計画である。

#### (9) 緑化計画

森林法の適用を受けるため、対象事業実施区域内には林帯幅概ね30mの残置森林または造成森林を配置し、周辺環境に配慮する。

造成森林には高木性樹種の苗木H=1.0mを2,000本/haの密度で植樹する。また、植樹下部には種子吹付(三種混合：メドハギ・ヨモギ・チガヤ)により植栽を施し緑化に努める。

裸地の法面や自然緑地の辺縁部の緑化については、法面整形が終了した箇所から逐次早期緑化に努める。

法面勾配1:1.8以上の切盛土部については、侵食防止のため種子吹付による緑化を行うことを基本とする。法面勾配1:1.5以下の長大切土部については、比較的傾斜角が大きく地質により吹付けのみでは定着しづらい可能性があるため、育成基盤の保持、流下水による法面表層部の剥落防止を図るため、ネット張植生工による法面緑化を行う。

緑化に使用する樹種については、自然環境保全協定実施要領で野鳥の食餌樹木として例示されている、ウルシ科のヌルデ、ハゼノキ、ヤマハゼ、ヤマウルシ、モチノキ科のイヌツゲ、ソヨゴ、ウメモドキ、バラ科のミヤコイバラ、ノイバラ、キンミズヒキ、ダイコンソウ、ニガイチゴ、ナガバモミジイチゴ、フユイチゴ、ナワシロイチゴ、カマツカ、ケカマツカ、アズキナシ、ウラジロノキ、ツバキ科のヤブツバキ、ヒサカキ、サカキ、クマツヅラ科のクサギ、ムラサキシキブ、ヤブムラサキの中から選定する。なお、これらの種は現地調査で現況植生の構成種として確認されたものが多く、改変区域の表土を撒き出すことで野鳥の餌となる液果をつける種の植栽に寄与できると考えられる。また表土にはコナラを初めとするブナ科の種子も含まれており、長期的には現況の森林の再生につながると思われるが、種子からの成長には時間を要するため、現地採取した種子から育てた苗木による高木の植栽を行う。

工場用地については各立地企業が工場立地法に適合するよう緑地や修景施設等を整備することになる。

#### (10) 消防水利計画

事業に伴い整備される道路内に消火栓を設置する予定。

また、工場敷地内の消防水利として、防火対象施設から消防水利に至る距離の確保が不足する場合、別途防火水槽(常時40m<sup>3</sup>貯水)を設置し、消防水利の確保を図る。

图 3 - 6 - 1 土地利用計画平面図(A4横)

図 3 - 6 - 2 排水計画平面図 (A4横)

図 3 - 6 - 3 供用後の建築物のイメージ (A4横)



### 3-7. 計画段階における環境の保全の配慮に係る検討の経緯およびその内容

#### (1) 立地選定の経緯

対象事業実施区域の内、西側の国道307号に面する北西部分については昭和48年12月に市街化区域の工業専用地域への編入が、西側部分については昭和57年2月に市街化区域の工業地域への編入が行われている。しかし地形的な要因とその区域面積等の制限から工業団地としての開発が行われてこなかった。日野町は地域の発展と土地の有効利用の観点から対象事業実施区域の南側部分について、市街化区域に編入すべく特定保留としているところであり、対象事業実施区域の東側については地元から上記の区域とあわせての土地の有効利用の要望もあることから、環境影響評価の手続き期間中には地区計画が策定される予定である。以上の状況を踏まえ、事業者として一体で工業団地としての開発を行うこととしたものである。

#### (2) 環境の保全の配慮に係る検討

配慮書段階で重大な影響がないと判断した項目についても必要があると考えられた項目については方法書において調査・予測・評価の対象とした。また方法書段階から事業計画および調査・予測の内容に変更が生じたものについては第6章、6-4. に掲載した。

#### (3) 複数案の検討

対象事業実施区域の選定については上記の経緯に基づいており、位置・規模の複数案から絞り込んだものではないが、環境影響準備書において各宅地に配置する立地企業の業種を複数案設定することで環境に及ぼす影響の感度分析を実施した。

#### (4) ゼロ・オプションの取り扱いについて

本事業は、民間事業者による工業団地造成の実施を前提としているため、ゼロ・オプションの検討は非現実的であり、対象としていない。

## 第4章 対象事業実施区域およびその周囲の概況

### 4-1. 自然的状況

#### (1) 気象の状況

対象事業実施区域周辺地域は、滋賀県の気候区分(滋賀県自然保護財団「滋賀県の自然」1979)によると、湖東南気候区に属している。本気候区の年平均気温は13～14℃であり、年間降水量は1,500～1,600mmと滋賀県内では最も少なく、瀬戸内型の気候である。

対象事業実施区域周辺における既存の気象観測地点としては、西北西 約6.0kmに彦根地方気象台東近江地域気象観測局があり、平成20年(2008年)～平成29年(2017年)における風配の状況は、冬季は北西の風が、夏季は南東の風が優占している。

#### (2) 大気質の状況

対象事業実施区域周辺における既存の大気汚染常時監視測定局としては、北北西 約8.5kmに東近江一般環境測定局があり、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、窒素酸化物、炭化水素、微小粒子状物質について通年の測定が実施されている。また有害大気汚染物質についても測定が行われている。

対象事業実施区域の北 約2.2kmの北脇公民館では、近藤産業株式会社の日野工業団地開発事業および中部清掃組合の中部清掃組合ごみ処理施設整備事業の環境影響評価で四季に各一週間の現地調査が実施されている。

##### ① 二酸化硫黄の状況

二酸化硫黄濃度の季節変化はほとんど無く、経年的には近年はほぼ横ばいで推移している。年平均値は0.001～0.004ppm、1時間値の最大値は0.008～0.025ppmであり、短期的評価で環境基準を満足している。また日平均値の年間2%除外値は0.002～0.007ppmであり、長期的評価でも環境基準を満足している。

また北脇公民館における観測値は東近江局と比べてやや高くなっている。

##### ② 浮遊粒子状物質の状況

浮遊粒子状物質濃度の季節変化は春から夏にかけてやや高く、冬場に低くなる傾向が見られ、経年的には近年は概ね横ばいで推移している。年平均値は0.015～0.030mg/m<sup>3</sup>、1時間値の最大値は0.071～0.334mg/m<sup>3</sup>であり、短期的評価では近年は環境基準を満足している。また日平均値の年間2%除外値は0.035～0.069mg/m<sup>3</sup>であり、長期的評価で環境基準を満足している。

また北脇公民館における観測値は東近江局と概ね同程度となっている。

### ③ 光化学オキシダントの状況

光化学オキシダント濃度の季節変化は春に高く、冬場に低くなる傾向が見られ、経年的には概ね横ばいで推移している。昼間の1時間値の年平均値は0.032～0.041ppm、最大値は0.095～0.131ppmであり、環境基準を超過した時間は304～820時間となっている。

また北脇公民館における観測値は東近江局と概ね同程度となっている。

### ④ 二酸化窒素の状況

二酸化窒素濃度の季節変化は夏に低く、秋から冬場に高くなる傾向が見られ、経年的には若干低下傾向が見られる。年平均値は0.008～0.013ppm、日平均値の年間98%値は0.021～0.027ppmであり、長期的評価で環境基準を満足している。

また1時間値の最大値は0.042～0.079ppmであり、中央公害対策審議会による指針を満足している。

また北脇公民館における観測値は東近江局と概ね同程度となっている。

### ⑤ 非メタン炭化水素の状況

非メタン炭化水素濃度の季節変化は春に低く、秋に高くなる傾向が見られ、経年的にはやや低下傾向が見られる。年平均値は0.11～0.15ppmC、6時～9時3時間平均値の最高値は0.32～0.49ppmCであり、光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針を満足していない。

また北脇公民館における観測値は東近江局と概ね同程度となっている。

### ⑥ 微少粒子状物質の状況

東近江局における微小粒子状物質の測定は平成24年度から通年で実施されており、年平均値は12.3～15.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間98%値は26.5～39.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ である。また日平均値の最高値は40.1～59.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、環境基準を達成していない。

## (3) 騒音の状況

対象事業実施区域が隣接する国道307号沿道では、2016年度に日野町が面的評価方式および点的評価方式に基づく自動車騒音の調査を実施しており、これによると対象事業実施区域近傍で昼夜ともに環境基準を達成している戸数の割合は87.7%となっている。また点的評価方式の結果によるといずれの地点でも昼間、夜間ともに環境基準を満足していない。

なお、対象事業実施区域周辺では道路沿道以外での公共機関による騒音の測定は実施されていない。

#### (4) 振動の状況

対象事業実施区域周辺では公共機関による振動の測定は実施されていない。

対象事業実施区域の北北西 約0.1kmの安部居地先国道307号道路端では、近藤産業株式会社の日野工業団地開発事業の環境影響評価で春季と秋季に各一日24時間の現地調査が実施されており、振動レベル(L<sub>10</sub>値)は昼間が32～42デシベル、夜間が30未満～39デシベルとなっている。

#### (5) 水象の状況

対象事業実施区域内の北側には佐久良川が東から西へ流れており、対象事業実施区域からの雨水は野川を流下して佐久良川へ排水される。佐久良川は鈴鹿山系竜王山に源を発し、東近江市宮井町地先で日野川に流入する一級河川で流路延長は15.82kmである。また野川は対象事業実施区域直下から日野町中在寺地先の佐久良川合流点までは一級河川、対象事業実施区域内については普通河川、対象事業実施区域よりも上流については土地改良水路で、流路延長は4.22kmである。

#### (6) 水質の状況

日野町では、日野川、佐久良川等の主要な河川の10箇所水質調査が行われており、対象事業実施区域からの排水先では野川、蓮花寺頭首工、佐久良川の3箇所がある。

日野川、佐久良川には環境基準の類型は当てはめられていないが、以下に述べる各水質項目の状況から、佐久良川についてはA類型、野川についてはB類型に相当する水質であると考えられる。

##### ① 水素イオン濃度指数(pH)の状況

水素イオン濃度指数の季節変化はほとんど見られず、経年的にも概ね横ばいで推移している。測定値の範囲は佐久良川が5.7～8.0、野川が6.1～8.0で、最低値が突出して低い測定年度もあるが、佐久良川、野川ともに環境基準のAA類型の基準を概ね満足している。

##### ② 溶存酸素量(DO)の状況

溶存酸素量は夏場に少なく冬場に多くなっており、経年的には平成20年度以降は概ね横ばいであり、濃度的にも水温に対応した飽和度になっていると考えられる。測定値の最低値は平成20年度以降では佐久良川が6.1mg/L、野川が5.3mg/Lで、佐久良川、野川ともに環境基準のB類型の基準を満足している。

##### ③ 生物化学的酸素消費量(BOD)の状況

生物化学的酸素消費量の季節変動はほとんど見られず、経年的にも横ばいで推移してい

ると考えられる。測定値の年間75%値は、佐久良川が1.4～2.0mg/L、野川が1.8～3.9mg/Lで、佐久良川については環境基準のA類型を満足しており、野川については平成21年度を除いて環境基準のB類型を満足している。

④ 化学的酸素要求量(CODMn)の状況

化学的酸素要求量は6月頃に高く、秋から冬にかけて低下している。これは流域に広く分布する水田耕作の影響と考えられる。経年的には概ね横ばいで推移していると考えられる。

⑤ 浮遊物質(SS)の状況

浮遊物質も化学的酸素要求量と同様、6月頃に高く、冬場に低くなっており、水田耕作の影響を受けていると考えられる。経年的には測定年度による変動が大きいものの概ね横ばいで推移していると考えられる。測定値の最大値は佐久良川が41.0mg/Lであるが、多くの年で環境基準のAA～B類型の基準を満足している。野川では最大値が57.0mg/Lで環境基準のC類型の基準を満足していない年も見られる。

⑥ 全窒素(T-N)の状況

全窒素には明瞭な季節変動は見られない。経年的には佐久良川、野川ともに若干減少傾向が見られる。

⑦ 全リン(T-P)の状況

全リンも明瞭な季節変動は見られない。経年的には佐久良川、野川ともに概ね横ばいで推移していると考えられる。

(7) 水底の底質の状況

対象事業実施区域周辺では公共機関による水底の底質の調査は実施されていない。

近藤産業株式会社「日野工業団地開発事業に係る環境影響評価書」(平成5年)によると、佐久良川および佐久良川に流入する法光寺川、池川で底質の調査が行われており、底質中の重金属類の含有量は、一般的な土壌の定常的な元素組成と比較して正常な範囲であるとされている。

(8) 土壌の状況

対象事業実施区域付近の丘陵地の土壌は、残積性未熟土壌となっている。

農地土壌としては、対象事業実施区域の北側の段丘地に細粒褐色低地土の常万統、北西側の野川沿いに細粒灰色低地土の鴨島統が分布している。

(9) 地盤の状況

対象事業実施区域内に地すべり地形は分布していないが、対象事業実施区域北側の丸山の北東側に滑落崖と移動体が存在している。

環境省 水・大気環境局「平成28年度 全国の地盤低下地域の概況」（平成30年3月）によると、対象事業実施区域およびその周辺は対象地点に含まれておらず、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律および条例等に基づく規制の対象範囲に含まれていない。

(10) 地形の状況

対象事業実施区域およびその周辺は湖東丘陵の日野丘陵と谷底平野および中位段丘、高位段丘に属している。丘陵地は造成が容易なため、対象事業実施区域の周辺には人工改変地が多く見られる。また対象事業実施区域の北側と南側には低位段丘が広がっている。

(11) 地質の状況

対象事業実施区域および周辺の地質は、丘陵地が主に新生代新第三紀鮮新世から第四紀更新世の古琵琶湖層群蒲生累層で構成され、段丘については段丘堆積物で構成されている。対象事業実施区域の北に存在する丸山は中生代白亜紀の湖東流紋岩類で形成されている。

(12) 陸生動物の状況

日野町「近江日野の歴史 第1巻 自然・古代編」（2005）、株式会社日野第二工業立地センター「日野第二工業団地造成事業 環境影響評価書」（1986）、近藤産業株式会社「日野工業団地開発事業に係る環境影響評価書」（1993）、春日観光株式会社「パインバレーゴルフクラブ造成工事 環境影響評価書」（1996）、中部清掃組合「中部清掃組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」（2005）、他の資料（以下、生物既存調査資料等という）によると、哺乳類については7目14科29種、鳥類については17目45科136種、両生類については2目8科20種、爬虫類については2目8科14種、昆虫類については22目323科2,073種の生息が対象事業実施区域を含む日野町とその周辺で確認されている。

このうち注目すべき陸生動物の基準には、哺乳類では5目7科9種が、鳥類では16目38科97種が、両生類では2目7科18種が、爬虫類では2目6科9種が、昆虫類では8目49科102種が該当する。注目すべき生息地としてはイヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーンがあるが、対象事業実施区域は該当しない。

表 4-1-1 注目すべき陸生動物の基準

1. 滋賀県「滋賀県で大切にすべき野生生物(2020年版)」(2021)に記載されている種
2. 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」(平成19年3月29日施行)に基づく指定希少野生動植物
3. 山岸他「近畿地区鳥類レッドデータブック」(2002)に記載されている種
4. 環境省「環境省レッドリスト2020の公表について」(2020)に記載されている哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類
5. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(1993)において国内希少野生動植物種と規定された種
6. 国・県指定の天然記念物

(13) 陸生植物の状況

日野町「近江日野の歴史 第1巻 付図 日野町現存植生図」(2005)によると、対象事業実施区域およびその周辺では29の植生単位および土地利用が確認されている。そのうち、注目すべき植物群落の基準には10の植生単位が該当する。

また生物既存調査資料等によると、対象事業実施区域を含む日野町とその周辺で168科1,738種の高等植物の生育が確認されており、このうち注目すべき植物種の基準には75科241種が該当する。

表 4-1-2 注目すべき植物群落・植物種の基準

1. (財)日本自然保護協会他「わが国における緊急な保護を必要とする植物群落の現状」(1989)の中で滋賀県において保護を必要とするとしてあげられている植物群落
2. 環境庁「第2回自然環境保全基礎調査要綱」(1978)に示された特定植物群落選定基準に該当する植物群落
3. 環境庁「第3回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)特定植物群落調査報告書(追加調査・追跡調査)日本の重要な植物群落 近畿版1 滋賀県・京都府・大阪府」(1988)に掲載されている特定植物群落
4. 国、県指定の天然記念物

1. 滋賀県「滋賀県で大切にすべき野生生物(2020年版)」(2021)に記載されている種
2. 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」(平成19年3月29日施行)に基づく指定希少野生動植物
3. レッドデータブック近畿研究会編「近畿地方の保護上重要な植物ーレッドデータブック近畿ー」(2001)記載の植物
4. 環境省「環境省レッドリスト2020の公表について」(2020)に記載されている維管束植物
5. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(1993)において国内希少野生動植物種と規定された種
6. (財)日本自然保護協会他「我が国における保護上重要な植物種の現状」(1989)に記載されている滋賀県における保護上重要な植物種
7. 「文化財保護法」(1983)において天然記念物に指定された種(種指定のみ抜粋)

環境省 自然環境局 生物多様性センター「巨樹・巨木林データベース」によると、対象事業実施区域およびその周辺では6箇所14本の巨樹・巨木が登録されている。

対象事業実施区域内では巨樹・巨木は確認されていない。

#### (14) 水生生物の状況

生物既存調査資料等によると、魚類については8目17科47種、底生動物については6門8綱23目87科203種の生息が対象事業実施区域を含む日野町とその周辺の水域で確認されている。

このうち注目すべき水生生物の基準には、魚類では8目14科32種が、底生動物では2門4綱10目14科19種が該当する。

表4-1-3 注目すべき水生生物の基準

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 滋賀県「滋賀県で大切にすべき野生生物(2020年版)」(2021)に記載されている種</li><li>2. 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」(平成19年3月29日施行)に基づく指定希少野生動植物</li><li>3. 環境省「環境省レッドリスト2020の公表について」(2020)に記載されている昆虫類、淡水魚類、貝類</li><li>4. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(1993)において国内希少野生動植物種と規定された種</li><li>5. 「文化財保護法」(1983)において天然記念物に指定された種(種指定のみ抜粋)</li></ol> |
|---|

#### (15) 生態系の状況

対象事業実施区域およびその周辺における環境類型は、地形および植生、土地利用の状況を考慮し、7類型に区分した。

対象事業実施区域は丘陵地形にあり、アカマツ林やコナラ林などの二次林で覆われていることから多くが樹林環境となっているが、一部に湿生草地や乾生草地も見られる。対象事業実施区域の西には人工改変地が広がっており、工場などの市街地環境となっている。また北側と南側には台地、丘陵地に耕作地環境が広がっている。東側は対象事業実施区域と同様の樹林環境が丘陵地に続いている。

重要な自然環境のまとまりの場としては、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(平成25年3月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会)で示された手法に基づき、「環境影響を受けやすい場」、「環境保全の観点から法令等により指定された場」、「法令等に指定されていないが地域により注目されている場」の観点から抽出した。

対象事業実施区域内には自然度の高い二次林のハンノキ林および自然植生の湿生草地で



あるヨシクラスが分布している。

#### (16) 景観の状況

対象事業実施区域およびその周辺は丘陵地に位置しており、アカマツ林やコナラ林に覆われた里山景観となっているが、工業団地や住宅団地などの人工的な景観要素も増加している。

日野町における景観資源としては特定植物群落の熊野のヒダリマキガヤ、鎌掛のホンシヤクナゲ群落、非火山性孤立峰の石子山、河成段丘の布引山等があるが、対象事業実施区域内には存在しない。

対象事業実施区域は丘陵地の上部に位置しており、対象事業実施区域中央の谷へ向かって傾斜していること、周辺の段丘や丘陵地に囲まれていることなどから、周辺から眺望できる場所は対象事業実施区域に近い場所に限られ、重要な眺望地点は隣接する道路である。

#### (17) 人と自然との触れ合いの活動の状況

対象事業実施区域が位置する日野町における自然との触れ合い活動の場としてはグリム冒険の森、綿向山登山道等があるが、対象事業実施区域内には自然との触れ合い活動の場として利用されているものは存在しない。

#### (18) 文化財の状況

滋賀県「平成28年度 滋賀県遺跡地図」によると、対象事業実施区域内では埋蔵文化財は確認されていない。

また日野町教育委員会生涯学習課資料によると、対象事業実施区域内には指定文化財は存在しない。

#### (19) 伝承文化の状況

対象事業実施区域のある日野町では、日枝神社の南山王祭、馬見岡綿向神社の春例祭の日野祭、ひばり野・五社神社の火ふり祭、熊野神社・野上神社の近江中山の芋競べ祭りなど多くの伝承文化がある。

## 4-2. 社会的状況

### (1) 人口の状況

対象事業実施区域の位置する日野町において世帯数は増加傾向にあり、人口は減少傾向にある。

### (2) 産業の状況

#### ① 産業全般

日野町の産業大分類による15歳以上就業者数によると、製造業（第二次産業）の就業者数が最も多く、サービス業、卸・小売業・飲食店、農業がこれに続いている。また、第一次産業就業者と建設業（第二次産業）の就業者数は減少傾向にある。

事業所数は卸売り・小売業が最も多く、建設業がこれに続いている。

#### ② 工業

日野町における平成27年度の事業所数は87件、従業者数は4,574人、製造品出荷額は約2,680億円である。

対象事業実施区域の西には国道307号を挟んで日野第一工業団地があり、平成29年10月現在で8社の工場が操業している。また、対象事業実施区域の北約2.5kmには日野第二工業団地があり、平成29年10月現在で32社の工場が操業している。その他、日野町内では11社の工場が操業している。

#### ③ 商業

日野町の平成26年度における商店数は163軒（従業者数794人、年間販売額約154億円）であり、商店数、年間販売額ともにその他小売業の占める割合が高い。

また対象事業実施区域周辺では、国道307号の松尾交差点付近に大規模小売店舗が立地している。

#### ④ 農林水産業

日野町の平成27年度における第二種兼業農家の占める割合は約63%であり、耕地面積はそのほとんどが田である。

地域の特産物としては、筍の瓶詰や牛乳・牛肉等の畜産物が挙げられる。

### (3) 土地利用の状況

日野町における土地利用は水田、山林、その他の占める割合が高くなっている。また対象事業実施区域およびその周辺の土地利用も、主として山林、水田、工業用地である。

(4) 河川および湖沼の利用の状況ならびに地下水の利用の状況

① 上水道

日野町の上水道は、平子・熊野簡易水道対象事業実施区域および甲賀市水道対象事業実施区域を除いて、滋賀県企業庁水道用水供給事業（湖南水道用水供給事業）によりまかなわれており、琵琶湖を水源とする馬渕浄水場から供給されている。佐久良川を水源とする簡易水道はない。

上水の給水量は平成28年度実績で2,591,310m<sup>3</sup>/年である。

② 工業用水

平成26年度工業統計調査結果によると、日野町における従業員30人以上の事業所の工業用水量は1,445m<sup>3</sup>/日であり、水源は上水道と井戸水が同程度の量となっている。

③ 農業用水

対象事業実施区域周辺の農業用水はほとんどが県営かんがい排水事業日野川地区によりまかなわれているが、対象事業実施区域北西の国道307号沿いの一部の水田では野川から取水が行われている。

④ その他

「漁業権漁業漁場一覧」（滋賀県水産課）によると、対象事業実施区域の排水先の佐久良川には漁業権は設定されていないが、佐久良川の合流する日野川には、西大路堰堤～小井口堰堤間について内水面第5種共同漁業権（コイ、フナ）が設定されている。

(5) 交通の状況

日野町における主要な道路として国道307号が対象事業実施区域の西に接しており、国道421号を経て八日市インターチェンジで名神高速道路に接続している。国道307号には対象事業実施区域の南を通る町道 石原・鳥居平線または対象事業実施区域の北を通る町道 鳥居平・安部居線により接続している。

国道307号の現況交通量は、平成27年度道路交通センサスによると昼間12時間で13,019台となっている。

日野町では住民の日常生活交通手段を確保するため、6路線の町営バス（コミュニティバス）の運行に対して補助が行われており、対象事業実施区域近傍では町道 石原・鳥居平線を湖南サンライズ線が通っている。最寄りの停車場は白寿荘停留所である。

(6) 学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

日野町の医療施設数は平成30年6月現在で、総合病院1箇所、一般医院および診療所8

箇所、歯科医院 7 箇所である。総合病院としては対象事業実施区域から南南西に 1.5km 程度離れた上野田地区に日野記念病院があり、松尾地区にも 4 箇所の診療所があるが、対象事業実施区域近傍には医療施設はない。

また、教育施設としてはこども園 1、幼稚園 4、小学校 5、中学校 1 および高等学校 1（県立全日制）の 12 施設があり、保育園は 4（内分園 1）施設がある。対象事業実施区域周辺では桜谷小学校が佐久良地区にある。

福祉については、特別養護老人ホーム白寿荘が対象事業実施区域の南東側に隣接しているほか、救護施設ひのたに園、介護老人保健施設リスタあすなろ等の施設が対象事業実施区域の周辺に立地している。

#### (7) 住宅の配置の概況

対象事業実施区域周辺の主な集落は、鳥居平（対象事業実施区域の北東、45世帯）、山本（対象事業実施区域の北東、52世帯）、安部居（対象事業実施区域の北西、93世帯）、湖南サンライズ（対象事業実施区域の西、856世帯）、大谷（対象事業実施区域の南西、31世帯）、松尾（対象事業実施区域の南、705世帯）等が近傍に位置している。

#### (8) 下水道の状況

現時点では対象事業実施区域の西側については下水道法による計画区域となっており、対象事業実施区域の西側の日野第一工業団地については下水道が整備されている。また公共下水道と並行して農村下水道が整備されており、対象事業実施区域周辺では佐久良・奥之池地区、東桜谷地区で供用が開始されている。

日野町上下水道課の地方公営企業決算額調査によると、平成28年度における日野町全体の下水道の整備状況は、公共下水道、農村下水道併せて行政区域内人口に対して普及率が 98.2%であり、水洗化率は公共下水道処理区域内では79.6%、農村下水道処理区域内では 98.3%となっている。

#### (9) し尿処理施設の状況

日野町で水洗化されていない住居のし尿および浄化槽汚泥の処理は、八日市布引ライフ組合衛生センター（所在地：東近江市柴原南町1590番地）で行われており、同施設の処理能力は浄化槽汚泥を含めて255kℓ/日である。

#### (10) ごみ処理施設の状況

日野町におけるゴミ処理は、可燃ゴミについては対象事業実施区域の北約 3 km に位置す

る中部清掃組合日野清掃センタークリーンわたむき（所在地：日野町北脇1番地1）で処理されており、同センターの処理能力は180t/日である。また、不燃ゴミは中部清掃組合能登川清掃センターで処理されており、同センターの処理能力は50t/日である。

産業廃棄物処理施設については、対象事業実施区域西の日野第一工業団地に2事業所が、対象事業実施区域北の日野第二工業団地に2事業所が立地している。

(11) 法令、条例等の規定により環境の保全を目的として指定された地域

① 環境基準（公害対策基本法：滋賀県告示による地域指定）

A 水質汚濁

- ・人の健康の保護に関する環境基準：全公共用水域
- ・生活環境の保全に関する環境基準：日野川（A類型）

B 大気汚染

- ・大気汚染に係る環境基準：「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所」を除く地域

C 騒音

- ・騒音に係る環境基準：対象事業実施区域周辺 B類型、C類型、除外地域

② 公害防止に係る規制地域

A 大気汚染（大気汚染防止法，滋賀県公害防止条例）

- ・硫黄酸化物K値規制基準（8次規制） K値：17.5

B 騒音（騒音規制法）

- ・特定工場等において発生する騒音の規制基準：第2種区域、第3種区域、第4種区域
- ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準：第1号区域、第2号区域
- ・道路交通騒音に係る要請限度：a区域、b区域

C 振動（振動規制法）

- ・特定工場等において発生する振動の規制基準：第1種区域、第2種区域（Ⅰ）、  
第2種区域（Ⅱ）
- ・特定建設作業に関する振動の基準：第1号区域、第2号区域
- ・道路交通振動の要請限度：第1種区域、第2種区域

D 悪臭（悪臭規制法，滋賀県公害防止条例）

- ・日野町全域

③ 公害関係の苦情の状況

日野町における公害関係の苦情の内容としては、水質汚濁については河川の水色の変化、騒音・振動については工場の機械音等、悪臭については工場や畜産関係、肥料のにおい等であり、典型7公害以外では、野焼きや不法投棄に関する苦情が多くを占めている。

(12) その他の対象および当該対象に係る規制の内容

① 都市計画区域

対象事業実施区域の西側は、都市計画区域の工業専用地域および工業地域に指定されており、対象事業実施区域の東側は市街化調整区域となっている。対象事業実施区域西側の日野第一工業団地は工業専用地域となっている。

② 防災・保全等

対象事業実施区域は以下のいずれにも該当しない。

- ・土石流危険渓流：奥之池地先、鳥居平地先、河原地先
- ・地滑り防止区域：安部居地先
- ・急傾斜地：鳥居平地先、奥師地先等

③ 自然公園等の指定状況

日野町内の自然公園区域は鎌掛地先に鈴鹿国定公園の特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域があり、西明寺地先、熊野地先に鈴鹿国定公園の第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域がある。対象事業実施区域およびその周辺には自然公園等は存在しない。

④ 鳥獣保護区等の指定状況

対象事業実施区域およびその周辺では日野町市街が特定猟具使用禁止区域(銃器)に指定されている。

⑤ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律等の指定状況

対象事業実施区域およびその周辺には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく生息地等保護区はない。

⑥ ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の指定状況

対象事業実施区域およびその周辺には「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づく生息・生育地保護区の指定はない。

⑦ 保安林等の指定状況

対象事業実施区域は水源森林地域となっている。

⑧ 農業振興地域等の指定状況

対象事業実施区域はいずれにも該当しない。

## 第5章 計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書および環境影響評価準備書に対する意見と事業者の見解

### 5-1. 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解

#### (1) 知事意見とそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第5条の6第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見ならびにそれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

なお方法書記載の段階で方針として記載した内容で、環境影響評価の過程で実施したものについては結果を示した。

(1/2)

意見	事業者の見解
1. 全般的事項	
(1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。 今後の手続きを進めるに当たっては、周辺および野川下流域の地域住民や農業者、漁業者に対し、積極的な情報提供や説明を行うなど事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。	事業の実施に当たり、各種法令等を遵守し環境保全に配慮します。また必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行います。 今後の手続きを進めるに当たり周辺および野川下流域の地域住民や農業者、漁業者に対し、積極的に情報提供や説明を行い、事業内容を周知・説明して理解を得るよう努力します。
(2) 地域の災害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で重要な役割を果たす森林については、その機能を適切に評価し、本事業実施による環境影響を回避または低減するよう配慮すること。	事業の性質上、森林の改変による保水能力や生態系等への影響は避けられないため、対象事業実施区域内には林帯幅概ね30mの残置森林または造成森林を配置するとともに造成森林には高木性樹種の苗木H=1.0mを2,000本/haの密度で植樹し、植樹下部には種子吹付(三種混合:メドハギ・ヨモギ・チガヤ)により植栽を施し緑化に努めるほか、表土のまきだしにより再森林化を試みます。
(3) 本事業実施後の工作物の供用による影響評価に当たっては、立地する工場等の種類や規模等を適切に想定した上で調査・予測方法を検討すること。	立地企業の種類や規模については現段階では未確定ですので、予測の条件について立地が想定される業種と敷地面積から各種原単位や既存事例を参考に最大限影響がありそうな条件を含む複数のケースを設定して予測を行い、感度分析を実施しました。
(4) 環境影響評価項目として選定されない環境要素について、方法書以降の過程で必要であると判断された場合は、追加で調査、予測および評価を行うこと。	環境影響評価項目では重大な影響のおそれはないとして選定しなかった項目のうち、地形・地質、地盤、土壌、人と自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス、文化財、伝承文化については方法書以降の過程において必要と判断したため、環境影響評価項目に追加しました。

意見	事業者の見解
<p>(5) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先しました。</p>
<p>2. 個別的事項</p>	
<p>(1) 大気環境</p> <p>事業実施想定区域の周辺には、特別養護老人ホームなど環境保全上の配慮を要する施設や住宅が位置しているほか、通勤時間帯の国道307号では渋滞が発生している。</p> <p>本事業の実施および実施後の供用により、工事や道路交通量の増加に伴う大気汚染・騒音・低周波騒音・振動により生活環境への影響が懸念されることから、適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえて影響の回避または低減を図ること。</p>	<p>対象事業実施区域周辺の環境保全上、配慮を要する施設や住宅の分布状況を踏まえて環境の現況を把握し、造成工事や施設の供用、交通量の増加等による環境影響を予測・評価した結果、工事中の大気質・騒音・振動および供用後の大気質については予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されましたが、供用後の騒音・振動・低周波音については予測結果が環境の保全上の目標と整合していませんので、影響の回避または低減のため、宅地①Aについては敷地境界における騒音・振動レベルを、⑩、⑪については敷地境界における騒音レベルを規制基準より5デシベル程度下げて施設を運用できる企業に販売します。白寿荘周辺のその他の宅地についても低騒音・低振動の企業を優先し、既存工場等が操業している企業については現地視察で状況を確認する等の環境保全措置を講じます。低周波音については130デシベル以下になるよう要請します。また白寿荘前の交通量が少なくなるよう、北側への関連車両が工業団地内道路から町道鳥居平安部居線を経由し、東り前の三叉路を通行できるよう日野町に対して早期の道路改良を要望します。</p>
<p>(2) 水環境</p> <p>土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の流出等により水環境および水生生物等への影響が考えられることから、水環境の悪化による事業実施想定区域およびその下流地域の農業や漁業、希少動物等への影響ならびに洪水リスクの変化について適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえて影響の回避または低減を図ること。</p>	<p>土地の改変に伴う森林の伐採および土地利用の変化による水量・水質への影響、対象事業実施区域下流域の農業や漁業、希少動物等への影響ならびに洪水リスクの変化について調査、予測した結果、いずれについても支障を生じることはなく、環境の保全上の目標と整合しており実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されます。</p>
<p>(3) 動物・植物・生態系</p> <p>事業実施想定区域内およびその周辺の生物の生息状況等について、適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえて影響の回避または低減を図ること。なお、調査に当たっては、地元の団体が事業実施想定区域内で実施した野生植物の調査結果を参考にするよう配慮すること。</p>	<p>対象事業実施区域およびその周辺の生物の生息状況について現況が把握できるよう必要十分な調査を実施し、その際に地元の団体が実施した野生植物の調査結果も参考にしました。現況把握の結果と事業計画に基づき影響を予測した結果に基づき、造成森林部および法面形成時に樹林表土をまきだし、埋土種子による再森林化の促進、洪水調整池での湿地ビオトープの形成等の環境保全措置を講じることとしました。</p>



(2) 日野町長意見とそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第5条の6第5項の規定に基づく環境の保全の見地からの日野町長の意見ならびにそれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

(1/2)

意見	事業者の見解
1. 本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮すること。また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議を行うこと。	本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮します。また、法令等に基づく許認可・届出等については関係行政機関と十分に協議を行います。
2. 水質・地下水 造成による土地の改変により、降雨等による濁水が事業実施区域内にあるため池や河川に流入する可能性があり、下流地域の農業や漁業、ため池に生息する希少動物等への重大な影響が懸念されることから、適切に調査を行ったうえで、予想および評価すること。また、その結果を踏まえて、影響の回避または低減を図ること。 農業では濁水防止対策を推進している。また、事業実施区域内にある野川は水質調査を定期的実施しており、以前から関心の高い川である。このため、利用が予想される地下水と合わせて調査を行い、予測および評価すること。	対象事業実施区域内のため池については造成により消滅しますので現地調査で確認された注目すべき生物について移殖等の保全措置を講じることとしました。また下流河川への影響については予測の結果、支障を生じることはなく、環境の保全上の目標と整合しており実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されます。事業所からの生活系排水、工場排水は下水道へ放流されるため、下流河川に影響を及ぼすことはないと考えられますが、造成工事中の濁水については影響を生じる可能性が考えられるため、調査、予測および評価を行いました。なお揚水試験の結果から地下水の利用は行わないこととしました。
3. 大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭 事業実施区域の南東側に特別養護老人ホームが隣接している他、2 km圏内には環境保全配慮施設や住宅が数多く位置している。 このため、工事中および供用時、大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査を行ったうえで、予測および評価すること。また、その結果を踏まえて、影響の回避または低減を図ること。	対象事業実施区域周辺の環境保全上、配慮を要する施設や住宅の分布状況を踏まえて環境の現況を把握し、造成工事や施設の供用による環境影響を予測・評価した結果、工事中の大気質・騒音・振動および供用後の大気質については予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されましたが、供用後の騒音・振動・低周波音・悪臭については予測結果が環境の保全上の目標と整合していませんので、影響の回避または低減のため、宅地①Aについては敷地境界における騒音・振動レベルを、⑩、⑪については敷地境界における騒音レベルを規制基準より5デシベル程度下げて施設を運用できる企業に販売します。白寿荘周辺のその他の宅地についても低騒音・低振動の企業を優先し、既存工場等が操業している企業については現地視察で状況を確認する等の環境保全措置を講じます。低周波音については130デシベル以下になるよう要請します。悪臭については宅地①A、宅地③、宅地⑦、宅地⑧、宅地⑪は敷地境界における臭気指数を12以下で施設を運用できる企業に販売します。
4. 動物・植物 生息を支える生物多様性の豊かさは重要であるが、重要な植物群落には、減少・消失が懸念されるものもある。このため、希少性が高く絶滅のおそれが懸念される動植物の調査は丁寧に実施すること。	動植物の生態と、事業実施対象区域および周辺の立地や地形・地質、気候などを考慮して適切な時期に適切な場所で調査を実施し、生息・生育する貴重な動植物の状況を把握できるよう努力しました。

意見	事業者の見解
<p>町内の野生植物を調査している団体があり、今後、事業実施区域内で希少種の確認調査が実施される予定である。この調査の結果も踏まえて、動植物への影響を予測および評価を行い、影響の回避または低減を図ること。</p>	<p>動植物への影響予測および評価に当たっては地元が実施した野生植物の調査結果も踏まえました。現況把握の結果と事業計画に基づき影響を予測した結果に基づき、造成森林部および法面形成時に樹林表土をまきだし、埋土種子による再森林化の促進、洪水調整池での湿地ビオトープの形成等の環境保全措置を講じることとしました。</p>
<p>5. 交通量・渋滞・道路騒音・道路振動・大気汚染</p> <p>国道307号線は日野町の工業地帯を南北に走っており、通勤時間帯は特に交通量が多く、渋滞が発生している。</p> <p>本事業の工事および供用により、国道307号線および特別養護老人ホーム付近の道路交通量が増加する可能性があるため、道路交通に起因する騒音、振動および大気汚染による生活環境への重大な影響が懸念される。</p> <p>このため、工業団地への進入道路を複数想定したうえで、交通量や渋滞を考慮して環境への影響を適切に予測および評価すること。</p> <p>また、その結果を踏まえて、影響の回避または低減を図ること。</p>	<p>対象事業実施区域周辺の道路における現況交通量の把握に努め、事業の実施に伴う交通量の増加による大気汚染、騒音・振動への影響について、土地利用計画に基づく工業団地への進入道路について将来の交通量を設定し、環境への影響を予測・評価した結果、工事中の大気質・騒音・振動および供用後の大気質については予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されましたが、供用後の騒音・振動については予測結果が環境の保全上の目標と整合していませんので、影響の回避または低減のため、白寿荘前については北側への関連車両の一部が工業団地内道路から町道鳥居平安部居線を経由し、東り前の三叉路を通行できるよう、日野町に対して早期の道路改良を要望することとしました。</p> <p>渋滞回避のため、公安委員会と協議を行い、国道307号からの接続については、左折IN、左折OUTとなりました。左折INは渋滞緩和の為、橋本倉庫様から用地を買収して左折レーンを設置し、対象事業実施区域へスムーズに入るよう計画しました。また左折OUTについては、対象事業実施区域内で一旦停止を設けました。町道石原鳥居平線からの接続については対象事業実施区域の一部を使用して本線シフト区間と右折レーンを設けました。</p>
<p>6. 地域住民などへの事業周知</p> <p>地域住民や農業者に対しては、説明会を開催する等、積極的に情報提供することで、事業内容や今後の手続き等を周知し、理解を得ること。</p>	<p>今後の手続きを進めるに当たり地域住民や農業者に対し、説明会等で積極的に情報を提供し、事業内容等を周知・説明して理解を得るよう努力します。</p>

## (3) 住民意見とそれに対する事業者の見解

平成31年2月8日から平成31年3月22日までの間に住民から意見は提出されなかった。

## 5-2. 環境影響評価方法書に対する意見と事業者の見解

### (1) 知事意見とそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第5条の6第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見ならびにそれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

(1/3)

意見	事業者の見解
1. 全般的事項	
<p>(1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p> <p>今後の手続きを進めるに当たっては、周辺および野川下流域の地域住民や農業者、漁業者、近隣の工場等に対し、積極的な情報提供や説明を行うなど事業内容を丁寧周知・説明して理解を得るよう努めること。</p>	<p>事業の実施に当たり、各種法令等を遵守し環境保全に配慮します。また必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行います。</p> <p>今後の手続きを進めるに当たり周辺および野川下流域の地域住民や農業者、漁業者、近隣の工場等に対し、積極的に情報提供や説明を行い、事業内容を周知・説明して理解を得るよう努力します。</p>
<p>(2) 対象事業実施区域の北側に隣接する造成済みの土地については、対象事業実施区域と一体で工業団地を形成するものと考えられる。環境影響評価に当たっては、当該土地における事業等も考慮の上、必要な調査、予測および評価を行い、本事業の実施による環境への影響の回避または低減を図ること。</p>	<p>北側の既存造成地およびここに立地する企業については供用後の環境影響評価区域に含め、一体として環境への影響を予測・評価しました。</p>
<p>(3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先しました。</p>
2. 個別的事項	
<p>(1) 大気環境および騒音・振動</p> <p>大気質について、蒲生地域気象観測局における風配状況からは、対象事業実施区域の西側に位置する湖南サンライズ付近にも影響を及ぼすことが懸念されるため、当該地域において大気質の予測および評価を行うこと。</p>	<p>対象事業実施区域内での気象の通年観測と大気質調査地点での4季の気象観測によると、対象事業実施区域およびその周辺の風況は北-南方向の風が卓越しており(p.153、図7-1-8参照)、湖南サンライズが風下となる東からの風の頻度は低いため、予測・評価地点としては選定しませんでした。</p>

意見	事業者の見解
<p>調査、予測および評価に当たっては、対象事業実施区域の周辺には特別養護老人ホームや住宅等が多数位置していること、国道307号の通勤時間帯は特に交通量が多く、対象事業実施区域の周辺はアップダウンやカーブが多く慢性的に交通渋滞が生じやすい路線特徴であることなどを十分考慮し、必要に応じて調査回数追加等を検討すること。</p>	<p>騒音・振動・交通量の調査は、交通渋滞が発生しやすい状況で現況が把握できるよう、実施時期の選定を考慮し、秋季と春季の平日で交通量が多いと考えられる時期に調査を実施しました。(p. 211、表7-2-2参照)</p>
<p>(2) 水環境および生物環境</p> <p>水質の調査地点については、本事業の実施に伴う影響を適切に調査、予測および評価するため、対象事業実施区域の直下等、より近傍に調査地点を設定することについて検討すること。</p> <p>また、対象事業実施区域の周辺は、濁水防止の取組など環境に配慮した農業が営まれている地域である。そうした地域の取組状況等を踏まえ、河川の底質、さらに水生生物についても影響を予測および評価できる調査地点の追加を検討すること。</p> <p>流出量の変化に伴う利水への影響評価に合理式は適切でないため、別途、低水評価手法を検討すること。</p>	<p>水象・水質・底質および水生生物の調査地点については、本事業の実施に伴う影響を適切に予測・評価できるよう、対象事業実施区域の最下流で取水堰近傍に調査地点を追加しました。あわせて対象事業実施区域周辺における濁水防止など環境に配慮した農業の取組状況を踏まえ、水質・底質については対象事業実施区域の上流側に調査地点を追加しました。(p. 248、図7-4-1、p. 256、図7-5-1、p. 342、図7-11-7、調査地点位置図参照)</p> <p>流出量の変化に伴う利水への影響評価については森林面積の変化を基にした計算式により行いました。</p>
<p>(3) 景観</p> <p>景観の保全に当たっては、工作物を樹木で遮蔽することが重要である。植栽した樹木は残置された樹木に比べて生育が悪くなることを踏まえ、土地利用計画から景観上の影響が懸念される地点がある場合は、当該地点の調査および予測地点への追加を検討すること。</p>	<p>工事後の造成森林については樹木の生長に時間を要し、周辺地域から工業団地を見通せる期間が長くなる可能性があることから、国道307号から造成森林区域を通して工業団地が見える地点を調査地点として追加しました。(p. 490、図7-14-1参照)</p>
<p>(3) 廃棄物</p> <p>対象事業実施区域において伐採される樹木について、適切な現存量の調査、予測および評価を行い、可能な限り再利用を行うなど環境負荷の低減に配慮すること。</p>	<p>伐採に伴い発生する廃棄物量を把握するため、毎木調査を実施し発生量を算定しました。(p. 505～508参照)</p> <p>伐採樹木の内、概ね直径12cmを越える幹材はパルプ材料等として売却し、資源の有効利用を図ることとしています。また枝葉、細い幹、根株につ</p>

意見	事業者の見解
	<p>いては産業廃棄物として搬出し処理を委託しますが、中間処理後に燃料や堆肥原料として有効利用が図られるよう、委託先の選定に留意します。また細い幹材等、対象事業実施区域内で杭等の工事に使用できる資材については可能な限り利用し、環境負荷の削減に努めます。</p>

## (2) 日野町長意見とそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第5条の6第5項の規定に基づく環境の保全の見地からの日野町長の意見ならびにそれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

意見	事業者の見解
<p>1. 全体</p> <p>本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮すること。また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮します。また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議を行います。</p>
<p>2. 環境影響評価区域の設定</p> <p>対象事業実施区域内北側の調整池は、対象事業実施区域外北側の既存造成地の造成に伴い設置されたものである。また、この既存造成地の交通は対象事業実施区域内の道路と大きく関係するなど、この既存造成地と本造成事業は一体として機能するものと考えられる。さらに、既存造成地の事業実施者は、この環境影響評価の事業者と同人であるとともに、造成時期は本造成事業と時期も近接している。</p> <p>ついては、北側の既存造成地を環境影響評価区域に含め、一体として環境への影響を予測・評価すべきである。</p>	<p>北側の既存造成地およびここに立地する企業については供用後の環境影響評価区域に含め、一体として環境への影響を予測・評価しました。</p>

意見	事業者の見解
<p>3. 大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭</p> <p>対象事業実施区域の南側に特別養護老人ホームが隣接しているほか、2 km圏内には環境に配慮を要する施設、住宅等が数多く位置している。また、対象事業実施区域の北東側には鶏舎がある。</p> <p>このため、工事中および供用時、大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭による生活環境への重大な影響が懸念されることから、周辺の生活環境への影響を季節ごとに調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ周辺での影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、各々の環境要素について現況を適切に把握できるよう調査を行い、事業の実施による生活環境への影響を予測・評価した結果、工事中の大気質・騒音・振動および供用後の大気質については予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されましたが、供用後の騒音・振動・低周波音・悪臭については予測結果が環境の保全上の目標と整合していませんので、影響の回避または低減のため、宅地①Aについては敷地境界における騒音・振動レベルを、⑩、⑪については敷地境界における騒音レベルを規制基準より5デシベル程度下げて施設を運用できる企業に販売します。白寿荘周辺のその他の宅地についても企業誘致に当たっては低騒音・低振動の企業を優先し、既存工場等が操業している企業については現地視察で状況を確認する等の環境保全措置を講じます。低周波音については130デシベル以下になるよう要請します。悪臭については宅地①A、宅地③、宅地⑦、宅地⑧、宅地⑩は敷地境界における臭気指数を12以下で施設を運用できる企業に販売します。</p>
<p>4. 交通量・渋滞・道路騒音・道路振動・大気汚染</p> <p>国道307号は日野町の工業地帯を南北に走っており、通勤時間帯は特に交通量が多く、渋滞が発生している。また、特に対象事業実施区域周辺はアップダウンやカーブがあるため、慢性的に交通渋滞が発生しやすい個所である。</p> <p>本事業の工事および供用により、国道307号および特別養護老人ホーム付近の道路交通量が増加する可能性があるため、道路交通に起因する騒音、振動および大気汚染による生活環境への重大な影響が懸念される。</p> <p>交通渋滞の発生しやすい路線特徴を考慮したうえで、工業団地への進入道路を複数想定し交通量や渋滞を考慮した環境への影響を適</p>	<p>大気質・騒音・振動の影響予測に当たっては、当該路線の特徴を踏まえ、土地利用計画に基づく工業団地への進入道路について将来の交通量を設定し、環境への影響を予測・評価した結果、工事中の大気質・騒音・振動および供用後の大気質については予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されましたが、供用後の騒音・振動については予測結果が環境の保全上の目標と整合していませんので、影響の回避または低減のため、白寿荘前については北側への関連車両の一部が工業団地内道路から町道鳥居平安部居線を経由し、東り前の三叉路を通行できるよう、日野町に対して早期の道路改良を要望する</p>

意見	事業者の見解
<p>切に予測および評価すること。また、その結果を踏まえて、影響の回避または低減を図ること。</p>	<p>こととしました。</p> <p>渋滞回避のため、公安委員会と協議を行い、国道307号からの接続については、左折IN,左折OUTとなりました。左折INは渋滞緩和の為、橋本倉庫様から用地を買収して左折レーンを設置し、対象事業実施区域へスムーズに入るよう計画しました。また左折OUTについては、対象事業実施区域内で一旦停止を設けました。町道石原鳥居平線からの接続については対象事業実施区域の一部を使用して本線シフト区間と右折レーンを設けました。</p>
<p>5. 水質・地下水</p> <p>(1)</p> <p>造成による土地の改変により、降雨等による濁水が対象事業実施区域内にあるため池や河川に流入する可能性があり、下流地域の農業や漁業、ため池に生息する希少動植物や生態系等への重大な影響が懸念される。また、西桜谷地区では野川を用水として環境にこだわった農作物が収穫されている。このため、工事中の土砂等の流出に伴う水質の悪化および汚濁は、農業に重大な影響が懸念される。ついで、濁水の流出による動植物の生息・生育や農作物への影響について調査予測および評価を行い、その結果を踏まえて水環境への影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>(1) 造成工事に伴う濁水流出による下流河川の水質、水生生物、農作物への影響について調査・予測・評価を行った結果、いずれについても支障を生じることとはなく、環境の保全上の目標と整合しており実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されます。</p> <p>なお対象事業実施区域内に存在する2ヵ所のため池については、埋め立てることとしていますので、現地調査結果と工事計画を踏まえ、移殖等の保全措置を講じることとしました。</p>
<p>(2)</p> <p>野川の水質調査地点は、対象事業実施区域から1,000m程度離れた下流（方法書p.108、図6-2-4におけるNo.2）で計画されているが対象事業実施区域から当該地点までの間には既存の他の事業場からの排水が流入しており、対象事業実施区域の汚濁負荷を適切に把握することが困難と考えられる。また、対象事業実施区域の上流での調査地点が設定されておらず、対象事業実施区域から発生する汚濁負荷を適切に把握することが困難と考えられる。</p> <p>ついで、対象事業実施区域の直近上流および直近下流に調査地点を設定するなど、対象事業実施区域に起因する汚濁量を適切に把握できる地点を設定すること。</p>	<p>(2) ご指摘を踏まえ、対象事業実施区域直下と対象事業実施区域の上流に調査地点を追加し、対象事業実施区域からの影響を的確に把握できるよう考慮しました。</p>

意見	事業者の見解
(3) 立地する工場からの排水は、公共下水道へ放流するとされているが下水受け入れ先の状況を調査し、受け入れの可否について正確に判断し、これをもとに予測評価すること。	(3) 担当部局との協議の結果、上水道については、最大500m <sup>3</sup> /日を供給していただけることを確認しております。また下水道については最大500m <sup>3</sup> /日が放流可能であることを確認しております。
(4) 地下水の利用が考えられているが揚水する地下水の量等を可能な範囲で正確に見込み、これをもとに予測評価すること。	(4) 2本の試掘井戸を用いて実施した揚水試験の結果、十分な揚水可能量が見込めないことが判明しましたので、地下水の利用は行わないこととしました。工業用水が必要な場合は上水道によりまかなう必要がある旨、重要事項説明書に記載します。
<p>6. 土壌環境</p> <p>造成後の土地の安全を確保および確認できるように造成前後の土地の地質や地形、造成用土や造成工法等の情報について、必要に応じて提供できるようにすること。</p>	<p>造成前後の土地の地質や地形、造成用土や造成工法等の情報については必要に応じて提供いたします。</p>
<p>7. 動物・植物</p> <p>対象事業実施区域およびその周辺における生物多様性の豊かさは、本町においても大変重要であるが、事業の実施に伴い減少・消失が懸念されるものもある。希少種等が確認できた場合には、慎重な対応を行うことはもちろんのこと、生態系の保全の観点から動植物の包括的な保護対策を講じること。</p>	<p>現地調査の結果、注目すべき種として動物125種(p. 380～392)、植物23種(p. 451～454)が確認されました。また植物群落として33タイプが確認されており、生態系保全の観点から、注目すべき種の移植、森林および湿地の再生等の環境保全措置を講じることとしました。</p>
<p>8. 発生した廃棄物の処理</p> <p>造成事業にあたっては多量の廃棄物の発生が見込まれる。適切な廃棄物の処理はもちろんのこと、再利用可能な廃棄物については、極力再利用すること。</p> <p>また、可能な限り事業区域内での再利用を進めるなど、総合的な環境負荷の削減に努められたい。</p>	<p>伐採樹木の内、概ね直径12cmを越える幹材はパルプ材料等として売却し、資源の有効利用を図ることとしています。枝葉や根などは廃棄物として処理を委託しますが、中間処理後に燃料や堆肥原料として有効利用が図られるよう、委託先の選定に留意します。また細い幹材等、対象事業実施区域内で杭等の工事に使用できる資材については可能な限り利用し、環境負荷の削減に努めます。</p>
<p>9. 協議会の加入、設立</p> <p>造成事業が進み、今後企業の進出が予想されるが、地域の窓口として、また、社会的貢献活動にも寄与いただく協議会の加入、設立に努められたい。</p>	<p>既存造成地および今回の造成区域に企業が立地した段階で当社も含めた協議会を設立し、地域社会への貢献に努めます。</p>



意見	事業者の見解
<p>10. 地域住民などへの事業周知</p> <p>(1) 地域住民に対しては、説明会を開催する等、積極的に情報提供することで、事業内容や今後の手続き等を周知し、理解を得ること。</p> <p>(2) 近隣の工場等に対して、十分な周知を図ること。</p>	<p>(1) 地域住民に対しては、事業計画等について説明会を開催し、周知・理解を得て事業を進めます。</p> <p>(2) 近隣の工場等についても、事業計画等について十分協議・周知を行います。</p>

(3) 環境影響評価方法書に対する住民意見およびそれに対する事業者の見解

令和元年8月9日から令和元年9月24日までの間に住民から意見は提出されなかった。

### 5-3. 環境影響評価準備書に対する意見と事業者の見解

#### (1) 知事意見とそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第18条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見ならびにそれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

(1/8)

意見	事業者の見解
<p>(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。</p> <p>本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価書(以下「評価書」という。)に適切に記載すること。</p>	
<p>1. 全般的事項</p>	
<p>(1) 評価書の作成に当たっては、準備書における誤植および不整合のある箇所を修正するとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えることなどにより、住民にとってより分かりやすい内容となるよう努めること。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、準備書の記載を点検し、誤植等および不整合のある箇所を修正しました。</p> <p>また準備書の記述を確認し、できる限り平易な表現となるよう努めました。</p>
<p>(2) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺および野川下流域の地域住民や農業者、漁業者のほか、近隣の工場等に対し、積極的な情報提供や説明を行うなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。</p>	<p>農業者を含む地域住民、漁業者、近隣企業者や事業者に対して、許可後の工事着手時、工事中、工事完了時等、今後も適切な時期に周知・情報提供や説明を行い、理解を得るよう努めます。</p>
<p>(3) 本事業は工業団地の造成事業であり、立地する企業の業種、建築物等が未定であるため、これらの条件を想定して供用後の事業実施による環境影響評価を行っている。このため、想定を超える環境影響が認められる可能性のある環境要素については、事後調査の実施およびその他適切な方法により供用後の状況の把握に努めるとともに、必要に応じて追加の対策を検討すること。また、事後調査等を要しない場合はその理由を示すこと。</p>	<p>ご指摘のとおり、供用後の建物の計画については現時点で定まっていないものの、今回予測した条件は建坪率、容積率から設定しており、立地企業の業種についても3パターン設定し、環境影響評価を実施していることから、環境への負荷が著しく増大することは想定されず、新たに大きな影響が生じる可能性は小さいことから、関連する項目については事後調査を実施しないとの記述を追加しました。(評価書p.561)</p> <p>またご指摘を踏まえ、企業誘致にあたり想定を超える環境影響が認められる可能性が発生した場合は該当する環境要素について事後調査を実施するほか、適切な方法により供用後の状況の把握に</p>

意見	事業者の見解
	<p>努めるとともに、必要に応じて追加の対策を検討する旨追記しました。(評価書p.528、p.573)</p>
<p>(4) 対象事業実施区域は山林および原野が大部分を占めており、土地の改変区域には多様な動植物の生息が確認されている。このため、生息が確認された動植物の希少性および影響の程度にかかわらず、できる限りの環境保全措置を講ずること。</p>	<p>対象事業実施区域内で生育が確認された注目すべき植物種に対しては、影響の程度が中程度または大きい場合のみならず、緑地帯や造成森林の一部に表土を巻きだす等の対策により可能な限り対応します。</p> <p>動植物の調査については専門家に依頼しており、移植等の保全措置についても専門家に助言や提案を頂き事業を実施致します。動植物の包括的な保護対策並びにモニタリング計画については、第8章、第9章に記載のとおりです。なお、事後調査の結果により、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、また事後調査・環境保全措置の報告については条例の定めに従い、県に送付し縦覧します。</p>
<p>(5) 事後調査のほか、追加で実施される対策等が立地企業、工業団地協議会等事業者以外の者により実施される場合は、これらが適切に実施されるよう、事業者としてできる限りの対策を講ずること。</p>	<p>事後調査については、協議会設立までは事業者により実施していくこととなります。供用後に設立予定の工業団地協議会には事業者も一定期間参加を予定しており、立地企業とともに継続して事後調査を確実に実施します。</p> <p>移植先である各調整池の湿地環境や工場敷地間にある林帯の維持管理については、工業団地に立地する企業が個々に管理することは難しいと考えており、設置する工業団地協議会で実施する方針で進めています。また法面の緑地や残置森林、造成森林は、森林法に基づき県と管理協定を締結することとなっています。この協定は事業者から立地企業に承継されることとなっており、内容については、森林法許可時に確定しますので重要事項説明時に責任を以って対応いたします。</p>
<p>(6) 事業実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮します。また、法令等に基づく許可・届出等については、関係行政機関と十分に協議し、諸手続きを行います。</p>

意見	事業者の見解
2. 個別的事項	
<p>(1) 大気質</p> <p>粉じんの評価について、環境の保全上の目標として設定された値はスパイクタイヤ粉じんを対象とした目標値であり、過大な数値となっているため、予測結果が整合している場合であっても環境影響が小さいとは限らない。このため、事業実施に際して適切な対策を講ずること。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「予測結果は現況値を加えても目標を十分下回る」との表現については「工事による寄与は現況値と同程度で粉じん濃度の増加の程度は大きいものの、目標値は下回っている」と修正するとともに、用いた粉じんの指標が過大な数値であることを十分に考慮し、工事の実施に当たっては当初からの粉じん対策である散水に加えて、工事車両の通行経路に可能な限り鉄板を敷設することにより飛散防止を図る旨、追記しました。(評価書p.195、p.223)</p>
<p>(2) 騒音・振動・低周波音</p> <p>工事中の重機類稼働による騒音・振動の影響予測について、不確実性が生じる可能性があるため、継続的なモニタリングを行うこと。その結果に応じて追加の環境保全措置を講じる等、周辺的生活環境への影響の低減に努めること。</p> <p>供用後の施設稼働による影響を低減するための環境保全措置として、一部の区画の騒音レベルや振動レベルを規制基準より5デシベル程度下げて施設を運用できる企業に販売することで、対象事業実施区域の近傍にある社会福祉施設に配慮することとしている。このため、本措置を実施した場合の予測結果を示し、その有効性を明らかにすること。</p> <p>本事業実施により、交通量が増加し、騒音・振動・低周波音による生活環境への影響が生じる可能性がある。このため、工事中は関係車両の通行を適切に管理するとともに、供用後の交通量の分散化に向けた対策についても検討すること。</p>	<p>ご指摘の通り、重機の小型化による騒音低減の効果については台数の増加等による不確実性は避けられないと考えられるため、この期間については騒音・振動を継続的にモニタリングして、必要に応じて遮音壁などの追加対策を講じる旨、評価書に追記しました。(評価書p.253、p.573～p.574)</p> <p>ご指摘を踏まえ、販売先の立地企業が敷地境界において、どの程度の騒音レベル・振動レベルで施設を運用すれば、鳥居平新田・白寿荘での将来レベルがどの程度に抑えられるかを評価書で例示しました。(評価書p.254)</p> <p>なお工事中および供用時の環境影響についての予測・評価結果に基づき、進出を希望される企業に訪問して現状把握を行い、低騒音・低振動の企業を優先して誘致します。また地域住民とのトラブルを回避するため、事前に住民説明会を行うことを誘致条件と致しております。</p> <p>工事中は関係車両の通行を適切に管理するとともに、供用後の関係車両交通の分散化も含めて工業団地全体として騒音・振動・低周波音を削減するような枠組みについて、立地企業・日野町とともに構築を検討します。また事業者として立地企業に対して送迎シャトルバスの運用を検討するよう要請するほか、日野町に対しても町営バスの路線開設を要請する旨追記しました。(評価書p.255)</p>

意見	事業者の見解
<p>(3) 水象</p> <p>土地利用の改変による治水の影響予測について、設置する洪水調整池の容量の妥当性だけでなく、その効果についても予測評価を実施すること。その際、解析に用いた洪水到達時間等のパラメータを適切に設定し、その根拠を示すこと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、洪水到達時間等の設定根拠を追記するとともに、洪水到達時間の10分間を計算単位時間に使用した旨を記載しました。</p> <p>治水の効果については、造成前、および造成後に洪水調整池がある場合と無い場合について、洪水調整池設計条件の対象降雨時における対象事業実施区域直下流の河川への流出量を比較することにより造成による影響を予測・評価しました。(評価書p. 266～p. 270)</p>
<p>また、洪水調整池については、水生生物の移植先としての利用を想定していることから、洪水調整機能や濁水発生防止機能を保持しつつ、ビオトープとしての機能も発揮させる必要があるため、その管理計画を具体的に示すこと。</p> <p>土地利用の改変による利水への影響予測について、土地の改変前後における流域の森林面積比率を基にした予測評価のみでなく、環境保全措置を実施したことによる影響低減の効果を含めた予測評価を実施することが望ましい。このため、植栽した樹木等が十分生育した状態での予測評価についてもあわせて実施すること。その際、降雨が大気へ蒸発することや、農業用水として利用する時期を勘案すること。</p>	<p>洪水調整池の調整容量や貯砂容量には十分な余裕があり、形成される疎林および草本群落の現存量は調整容量・堆砂容量の余裕と比べて十分少なく、洪水調整機能や濁水防止機能に支障をきたすおそれはないと考えます。</p> <p>洪水調整池の管理のうちビオトープとしての機能を維持するために必要な事項については、日野町と締結する管理協定の中で記載します。管理協定は工事中の内容ではなく、工事完成後に構造等について滋賀県(都市計画課、森林保全課)および日野町の検査を受け合格し、帰属登記を行った後に、供用時の管理内容について協定内容を協議して締結しますので、評価書段階で計画を具体的に示すことはできません。なお協定内容については締結後に関係機関へ送付します。</p> <p>ご指摘を踏まえ、改変前、工事竣工直後、植栽が成長した時点の3ケースで、灌漑期(当該地域で早生品種の作付けが多いことから4月～8月としました)、非灌漑期、年間について、月別の降水量と月別土地利用別の蒸発散量および土地利用別面積を用いて、低水流出量の予測計算を行いました。なお水田の水利用は灌漑期に行われるため、予測評価もこの時期で行うのが現実的ですが、非灌漑期の方が現地調査でも計算結果でも低水時流量は少ないため、安全側の予測として年平均値で評価しました。(評価書p. 271～p. 273)</p>
<p>(4) 地盤</p> <p>土地の安定性に及ぼす影響予測について、斜面の安定性の予測評価のために選定した地点の根拠が不明確であるため、具体的に示す</p>	<p>ご指摘を踏まえ、切土部分については本編341ページの④が区域内で最も大きな切土斜面であり、④を除く残りの①～⑥は調整池があることから斜</p>

意見	事業者の見解
<p>こと。</p> <p>また、円弧滑り計算による斜面の安定性の予測結果については、基準を満足する結果となっているが、より確実に安定性を確保するための対策についても検討すること。</p>	<p>面解析の地点として選定した旨を追記しました。(評価書p. 340)</p> <p>変更区域の土質調査は行っておりますが、代表地点の特性のみをもって予測を行っているため、予測地点として選択しなかった区域内の切土斜面および盛土斜面につきましては、現地盤の土質・地質、盛土材の特性等が解析諸元と同等か同等以上かを確認をすることが必要であり、また軟弱地盤上についての盛土は動態観測等の品質管理が最も重要と認識していますので、今後沈下量・隆起量および水平移動量の地盤変形観測や現地発生盛土材の土質試験を実施し、予測・評価の妥当性を確認する旨、評価書に追記しました。(評価書p. 345～p. 346)</p> <p>また、施工時には湧水等にも留意致します。軟弱層以下の地層は固結粘土層となっており、法面保護のため泥吹付やネット張りを施し早期緑化を図る計画と致しております。</p>
<p>(5) 動物</p> <p>水生生物への影響予測について、水路の改変やため池の消失といった直接的な改変に対する全体の評価と個別の種の評価で整合性がない部分が認められるため、修正すること。</p> <p>対象事業実施区域内の緑地と周辺の森林とのつながりを残し、動物の移動経路を確保すること。また、ロードキルの発生を防ぐため、道路にアンダーパスを設置する等の環境保全措置を講じるとともに、その効果を確認するために事後調査を行うこと。</p> <p>希少種保護の観点から非公開としている猛禽類等の確認状況や予測結果のうち、不必要に秘匿としている箇所については記載を検討すること。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、水路やため池の改変が水生生物全般に対して及ぼす影響について記載を追加しました。(評価書p. 451)</p> <p>改修する野川の両岸には約3m幅の管理通路を設置するよう日野町と協議しており、動物等の移動経路としても利用できるよう計画しておりますが、ご指摘を踏まえ、付替水路(野川)の3号調整池の上流側と下流側、1号調整池の上流側および2号調整池の上流側の4箇所には河川横断用の床板を、2号調整池の上流側の道路1箇所にアンダーパスを設置し、移動経路の確保とロードキルの回避を図るとともに、施設供用後についてロードキルの状況およびパスの利用状況をモニタリングする旨、追記しました。(評価書p. 457、p. 574)</p> <p>ご指摘を踏まえ、ハチクマおよびその他秘匿した種について、可能な限り本文に情報を記載しました。(評価書p. 404、p. 406～p. 407、p. 429、p. 432～p. 435)</p>

意見	事業者の見解
<p>(6) 植物</p> <p>法面等の緑化のため実施する種子吹き付けについて、林縁部の林床植生に影響を及ぼす可能性があるため、その防止対策を検討すること。また、期待される効果についても示すこと。</p> <p>供用後の樹木の植栽について、鳥類が捕食する液果植物だけでなく、森林構造を形成するための種を用いた植栽計画とし、その選定方針を示すこと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、周辺植生への影響の低減措置として、造成地と残置森林の境界線部分に、残置森林内または周辺地域で採取した種子から育成した林縁性の低木（ウツギ、ヌルデ等）の苗木を植栽し、マント群落の形成を試みる旨と、マント群落の効果について記載を追加しました。</p> <p>(評価書p. 493)</p> <p>また法面については吹付に使用する種子を可能な限り地域産種苗とします。</p> <p>植栽樹種の選定方針について植栽計画の項に、自然環境保全協定実施要領で野鳥の食餌樹木として例示されている、ウルシ科のヌルデ、ハゼノキ、ヤマハゼ、ヤマウルシ、モチノキ科のイヌツゲ、ソヨゴ、ウメモドキ、バラ科のミヤコイバラ、ノイバラ、キンミズヒキ、ダイコンソウ、ニガイチゴ、ナガバモミジイチゴ、フユイチゴ、ナワシロイチゴ、カマツカ、ケカマツカ、アズキナシ、ウラジロノキ、ツバキ科のヤブツバキ、ヒサカキ、サカキ、クマツヅラ科のクサギ、ムラサキシキブ、ヤブムラサキの中から選定する旨と、表土にはコナラを初めとするブナ科の種子も含まれており、改変区域の表土を撒き出すことで長期的には現況の森林の再生につながると考えられるものの、種子からの成長には時間を要するため、現地採取した種子から育てた苗木による高木の植栽を行う旨を記載しました。(評価書p. 10)</p>
<p>(7) 動物・植物・生態系</p> <p>動植物の移植について、移植先の環境が再生・整備されていることを確認し、具体的な計画を立案した上で実施すること。継続的なモニタリングと適切な管理等を行い、移植地が生息地・生育地として機能発揮できるように努めること。</p>	<p>湿地再生については、2号調整池以西に分布する湿地の表層から0.5m程度を重機により削り取り、先行して造成した3号洪水調整池西側の造成部分と南東側の平地へダンプ等で運搬・山積みにして仮保存し、調整池工事の終盤に各洪水調整池の堆砂部分周囲に形成した池底に撒き出すことで実施することとしています。2号調整池の東側に分布する湿地についても重機により表層から0.5m程度を削り取り、2号調整池の堆砂部分周囲に形成した池底に撒き出します。</p>

意見	事業者の見解
	<p>ハンノキ林の成立までは20年程度を要する可能性が考えられますので、モニタリングを実施しつつ、必要に応じてハンノキの苗木を補植します。魚類の移植に当たっては隠れ場所となる施設を設ける等の措置を検討します。</p>
<p>(8) 景観</p> <p>建築物の高さ等の予測条件や環境の保全上の目標が不明確であるため、具体的な内容を示し、適切に予測評価を実施すること。</p> <p>また、予測条件を超える規模の建築物が設置されるなど、予測結果を超える景観の変化が懸念される場合には、追加の環境保全措置を実施するなど予測評価の実効性を確保するための対策を検討すること。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、景観予測の条件について追記するとともに、景観の環境の保全上の目標については「形成される工業団地の外周に造成森林等を設けることで周囲から遮蔽し、周辺の里山環境や自然環境と調和させること。」と修正し、この目標と予測結果をもって評価を行いました。併せて予測の条件とした事項について進出企業に対して説明するとともに、これを越える場合の保全措置についても説明し実施を要請する旨を追記しました。(評価書p. 521、p. 527～p. 528)</p>
<p>(9) 温室効果ガス</p> <p>「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画」の目標達成に支障のない事業計画とすること。</p> <p>供用後の関連車両の走行に伴う影響について、滋賀県域内の輸送を基にした予測評価を実施すること。</p> <p>供用後、立地企業に要請される温室効果ガス削減に向けた対策が中長期的な視点に立った内容のみであることから、特に運輸部門を対象に工場設置当初から実施できる具体的な内容を追加するなど、より実効性のある対策についても検討すること。</p>	<p>工事中については、改変区域の造成森林・造成緑地に植栽を行い、使用する重機類は省燃費機種の導入に努めるとともに、重機類、運搬車両の省燃費運転に努める計画です。供用後については、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の削減を図るため、立地企業に対して温室効果ガス排出削減等指針の対策メニューを提示し実施を要請するとともに、充電ステーション等のインフラ整備も含めて立地企業に対して電気自動車の積極的な利用を要請する計画です。また工業団地全体での取り組みについても工業団地協議会で検討していただきます。</p> <p>ご指摘を踏まえ、大型車の走行距離を滋賀県内に限って再度計算しました。(評価書p. 548～p. 549)</p> <p>供用後の施設からの温室効果ガス排出量については、一般的な排出量の予測結果で事業者による削減努力の効果は含まれておりませんので、事業者として実施可能な削減対策として、立地企業に対して温室効果ガス排出削減等指針の対策メニューを提示し実施を要請することとします。(評価書p. 551、資料編p. 277～p. 284)</p>



意見	事業者の見解
	<p>また排出量の大部分は運搬車両の通行によるものですが、将来的には輸送車両についても電気自動車へ転換されていくことで温室効果ガスの削減が期待されますので、充電ステーション等の電気自動車のインフラ整備も含めて立地企業に対して積極的な利用を要請します。(評価書p.551)</p>

## (2) 日野町長意見とそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第18条第2項の規定に基づく環境の保全の見地からの日野町長の意見ならびにそれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

意見	事業者の見解
<p>1. 法令遵守</p> <p>本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮すること。</p> <p>また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮します。</p> <p>また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議し、諸手続きを行います。</p>
<p>2. 大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭</p> <p>(1) 対象事業実施区域の南側に特別養護老人ホームが隣接しているほか、2km圏内には環境保全配慮施設や住宅が数多く位置している。また、対象事業実施区域の北東側には鶏舎がある。</p> <p>このため、工事中および供用時、大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭による生活環境への重大な影響が懸念されることから、周辺の生活環境への影響について配慮すること。</p>	<p>近接する事業所に対しては、事業計画および環境影響評価についてご説明を行っております。工事中および供用時の大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭による生活環境への影響についての予測・評価結果に基づき、進出を希望される企業について訪問して現状把握を行い、低騒音・低振動の企業を優先することとします。</p> <p>また、企業へは地域住民とのトラブルを回避するため、事前に住民説明会を行うことを条件と致しております。</p>

意見	事業者の見解
<p>(2) 大気質の既存資料調査について、測定されてから15年以上経過しており、周辺地域の環境が変化している可能性がある。造成前後の変化を把握するために、対象事業実施区域周辺地域における大気質および中高層気象の測定を実施するよう検討すること。</p> <p>(3) 対象事業実施区域の土地造成において、企業の社会的責任の観点から、隣接する国道307号および町道石原鳥居平線との周辺の残置森林に緑化木を植栽し、排出される二酸化炭素の吸収源確保に努められたい。</p>	<p>対象事業実施区域周辺の大気質については、安部居地先、鳥居平新田地先およびJAカントリーエレベーター横の3地点において現地調査を年4回各1週間実施し、現況を把握しております。(評価書p.150、p.152、p.158～p.162、p.168～p.171)</p> <p>中高層気象については既存資料の調査時点から土地利用状況の大規模な変化、温暖化の急激な進展等はないことから既存資料の引用は妥当と考えております。環境影響評価の結果から造成後の大気質の変化の程度はわずかであり、不確実性も小さいと判断されますのでモニタリングの実施は予定しておりません。</p> <p>隣接する国道307号および町道石原鳥居平線との周辺には残置森林を30m程度配置しています。地形上やむを得ず、改変するところにつきましては、造成森林区域として概ね30mを配置し、高木を植栽します。また、周辺部の残置森林部につきましても草本群落や疎林となっている個所については高木を植栽する計画といたしております。</p>
<p>3. 水質・防災</p> <p>(1) 造成による土地の改変により、降雨等による濁水が対象事業実施区域内にあるため池や河川に流入する可能性があり、下流地域の農業や漁業、ため池に生息する希少動植物や生態系等への重大な影響が懸念される。また、西桜谷地区では野川を用水として環境にこだわった農作物が収穫されている。このため、工事中の土砂等の流出に伴う水質の悪化および汚濁は、農業に重大な影響が懸念される。</p> <p>ついては、濁水の流出による動植物の生息・生育や農作物への影響について引き続き配慮を行い、水環境への影響を考慮した環境保全措置を講じること。</p>	<p>工事中の濁水の流出防止につきましては、土工事に先立ち仮設沈砂池等の仮設防災施設を設置することで対応します。</p> <p>また、工事中は適時モニタリングを行い、細粒子の流出も視野に入れ必要に応じて仮設沈砂池内に濁水防止膜(バイオログフィルター)の設置による濁質の流出低減を検討します。バイオログフィルターは、100%天然のヤシ繊維から作られた環境にやさしい濁水濾過フィルターで、1個が直径30cm・長さ2m程度のため人力で設置可能です。木杭または単管による固定で簡単に施工できるため、必要な時に直ちに濁水対策が可能です。また使用後は、植生基盤材や土留材として再利用が可能です。(評価書p.296)</p> <p>このほか、水環境への影響を考慮した環境保全管理・措置を講じます。</p>

意見	事業者の見解
<p>1号洪水調整池および2号洪水調整池におけるハンノキ群落の再生の試みにあたっては、防災が十分に果たされるのか、濁水発生は防止されるのかなど、調整池そのものの機能への影響についても明らかにした上で予測・評価し、その結果を示すこと。</p> <p>(2) 洪水調整池をビオトープとして利用するのであれば、一定の底泥を調整池内に常時堆積させ植物を生育させることとなるため、洪水調整池の貯水量や流入水の滞留時間、流出水の濁度、メンテナンス方法などの要素が当初の設計から異なることが予想され、洪水調整能力や濁水の発生防止が十分に働かないおそれがある。そのため、ビオトープとして利用することを踏まえた調査・評価を行うこと。</p>	<p>ハンノキ群落については、各洪水調整池の堆砂部周辺に湿地表土の撒き出しを行うことで再生を試みることにしており、必要に応じて苗木の補植を考えています。調整容量や貯砂容量には十分な余裕があり、形成される疎林および草本群落の現存量は調整容量・堆砂容量の余裕と比べて十分少なく、洪水調整機能や濁水防止機能に支障をきたすおそれはないと考えます。</p> <p>なお、工事完成後は、調整池流入までに多くの集水桝やマンホールが設置されるほか、工場敷地の転圧や早期緑化を施すことにより濁水の流出が削減できると考えます。</p>
<p>(3) 洪水調整池以外にビオトープを創出する場合にあっても、造成計画を明らかにしたうえで、上記を考慮した調査・評価を行うこと。</p>	<p>実施設計については現在検討中ですが、比較的工事の進捗が早い宅地②周辺の造成森林部を利用し、不透水層を形成した後に現存する湿地帯の表土を巻きだし、水たまりを有するビオトープの施工を予定しています。施工図を含む詳細な造成計画については工事の実施に先立ち作成し、日野町に明示します。</p>
<p>4. 生態系の保全</p> <p>重要種や重要植生が確認された結果を受けて、生態系の保全の観点から動植物の包括的な保護対策を講じること。合わせて森林、緑化等の環境保全措置を講じること。また、継続的に事後調査に努め、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>動植物の包括的な保護対策並びにモニタリング計画については、準備書の第8章、第9章に記載のとおりです。なお、事後調査の結果、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、またその報告については条例の定めに従い、県に送付し縦覧します。</p>
<p>(1) 対象事業実施区域内の土地利用計画において、ビオトープの位置や構造などが定まっていない。これを明らかにし、これらを踏まえた環境影響評価を実施すること。なお、この計画に伴い造成計画や環境への影響を明らかにし、これが変化する場合は必要な調査等を実施すること。</p>	<p>主たるビオトープ施設を設置する洪水調整池内については、改変区域の湿地の表土を土工前に採取して、3号洪水調整池の周囲で仮保存し、1号洪水調整池および2号洪水調整池の完成後、仮保存した湿地の表土をまきだし、ハンノキ群落の再生を試みるとともに湿地の再生を誘導する計画です。施工図を含む詳細な造成計画については工事の実施に先立ち作成し、日野町に明示します。</p>

意見	事業者の見解
	<p>また造成森林部について、比較的工事の進捗が早い宅地②周辺の造成森林部を利用し、不透水層を形成した後に現存する湿地帯の表土を巻きだし、水たまりを有するビオトープの施工を予定しています。</p>
<p>(2) 事業計画区域内にハチクマの営巣木が存在し、繁殖が確認されている。ハチクマの営巣中心域は営巣木を中心として半径300m程度の範囲であるとしている一方で、保全対策にはこれが確保されていない。十分な保全範囲を確保するか、計画の妥当性を明らかにすること。</p>	<p>ハチクマの営巣に対する影響として営巣木を伐採しない場合でも工事区域と営巣木の距離が近接している場合、営巣放棄の可能性がありますので、モニタリングの結果、今後も継続して同じ巣を使用すると判断された場合は土地利用計画を見直し、残置森林を拡大することを検討しております。ハチクマについてはサシバやオオタカのような保護指針がありませんので、拡大する範囲については猛禽類の有識者に相談し、ご指導を頂いております。</p>
<p>(3) 対象事業実施区域内で生育が確認された注目すべき植物種に対しては、影響の程度が中程度または大きい場合のみならず、可能な限り措置を講じられたい。</p>	<p>対象事業実施区域内で生育が確認された注目すべき植物種に対しては、影響の程度が中程度または大きい場合のみならず、緑地帯や造成森林の一部に表土を巻きだす等の対策により可能な限り対応します。</p>
<p>(4) 改変区域の湿地の表土を3号洪水調整池の周囲で仮保存する間の保存方法は、保全・再生を試みようとする動植物種に適した方法とし、その方法を明らかにすること。</p>	<p>2号調整池以西に分布する湿地については、重機により表層から0.5m程度を削り取り、先行して造成した3号洪水調整池西側の造成部分と南東側の平地へダンプ等で運搬し、山積みにして仮保存し、2号調整池、1号調整池の堆砂部分周囲に形成した池底に撒き出します。2号調整池の東側に分布する湿地についても重機により表層から0.5m程度を削り取り、2号調整池の堆砂部分周囲に形成した池底に撒き出します。</p> <p>現在は洪水調整池が消滅していますが、他事例ではこの手法により調整池内に湿地環境が再生されており、湿地性の動植物の保全措置として妥当と考えます。</p>
<p>(5) 影響が大きいと予測された注目すべき種の繁殖にあたって、残置森林内に残る水溜りを利用するとされているが、活用できる水溜りが示されておらず、この有効性について疑問がある。移植に係る具体的な計画を明らかにし、有効性を示すこと。</p>	<p>実施設計については現在検討中ですが、比較的工事の進捗が早い宅地②周辺の造成森林部を利用し、不透水層を形成した後に現存する湿地帯の表土を巻きだし、水たまりを有するビオトープの施工を予定しています。施工図を含む詳細な造成計画については工事の実施に先立ち作成し、滋賀県および日野町に明示します。</p>

意見	事業者の見解
<p>また、人工飼育について検討されているが、人工飼育の方法および飼育後の計画について明らかにすること。なお、これらのことについては、識者の見解も示すこと。</p>	<p>本環境影響評価で生物関係の調査を担当した機関は、人工飼育について日野町内の企業での実績もあり、具体的な計画を策定・提出する予定です。</p>
<p>(6) これまでの調査以外にも、造成工事等の改変において新たに注目すべき動植物の種や生育が確認される可能性もある。確認された場合には、その保全等に関してその都度識者の意見を聴き適切に措置すること。また、その結果や措置の内容については、事後調査等において明らかにすること。</p>	<p>今後の調査において新たに注目すべき種が確認された場合は有識者に相談してご指導を頂き、適切な環境保全措置を講じるとともに、措置の内容および事後調査結果を条例の定めに従い、県に送付し縦覧します。</p>
<p>5. 廃棄物の処理</p> <p>造成事業にあたっては多量の廃棄物の発生が見込まれる。適切な廃棄物の処理はもちろんのこと、再利用可能な廃棄物については、極力再利用すること。</p>	<p>伐採木のうち、直径が概ね12cm以上の幹材については、専門業者に有価物として出荷します。その他の小木、根、枝等については廃棄物として適正に処分します。また、近年薪炭への利用も多いことから、近隣市町と協議し燃料として利用できる旨を広報等により呼びかけをお願いします。</p>
<p>6. 交通量・渋滞・道路騒音・道路振動・大気汚染</p> <p>国道307号は日野町の工業地帯を南北に走っており、通勤時間帯は特に交通量が多く、渋滞が発生している。また、特に対象事業実施区域周辺はアップダウンやカーブがあるため、慢性的に交通渋滞が発生しやすい個所である。</p> <p>本事業の工事および供用により、国道307号および特別養護老人ホーム付近の道路交通量が増加する可能性があるため、道路交通に起因する騒音、振動および大気汚染による生活環境への重大な影響が懸念される。特に、町道鳥居平安部居線について、日野町で道路改良工事の予定がないことから、騒音・振動の環境の保全上の目標と整合するよう、新たな手立てを検討すること。</p> <p>交通渋滞の発生しやすい路線特徴を考慮したうえで、工業団地への進入道路を複数想定し交通量や渋滞を考慮した環境への影響について配慮すること。</p>	<p>関係車両の交通の分散化も含めて工業団地全体として騒音レベル・振動レベル・低周波音を削減するような枠組みについては、立地企業・日野町とともに構築を検討します。</p> <p>事業者としては、立地企業に対して送迎シャトルバスの運用を検討するよう要請するほか、日野町に対しても町営バスの路線開設を要請することとしておりますので、その旨評価書に追記しました。(評価書p.255)</p>

意見	事業者の見解
<p>7. 地域住民などへの事業周知</p> <p>(1) 地域住民や農業者に対しては、積極的に情報提供を行い、事業内容や今後の手続き等を周知し、理解を得ること。</p>	<p>農業者を含む地域住民に対しては、令和3年末から令和4年の初頭にかけて各自治会代表者を訪問して事業内容を説明しました。</p>
<p>(2) 近隣の工場等に対して事業計画等について、十分な周知を図るように環境影響評価方法書の段階で日野町長より意見を付し、十分に協議・周知を行うとの対応が示されていたところであるが、準備書の提出時点でいまだ行われていない。</p> <p>速やかにこれを実施すること。</p>	<p>また環境影響評価の結果説明会への住民参加を求めた後、令和4年1月13日に説明会を開催しました。</p> <p>近隣企業や事業者に対しては個別に訪問し、事業計画および環境影響評価準備書の内容について説明いたしております。</p>
<p>8. その他</p> <p>(1) 資料の記入内容について、整合性が図られるよう見直しを行うこと。</p>	<p>資料の記入内容について、誤植等、再度確認を行いました。</p>
<p>(2) ビオトープの管理と併せて、周辺地域における環境の事後調査を計画的に行うこと。</p>	<p>事後調査の計画に対しては、準備書手続きにおいて意見をいただきましたので、それらを踏まえて評価書に計画を記載しました。これに基づき、確実に実施します。</p>
<p>(3) 予期せぬ問題の対応のため、第三者を含めて審議等ができる場を設け、調査や対策を積極的にいき、問題解決がなされるよう努めること。</p>	<p>設立を予定している協議会については、他の工業団地と同様に日野町へ事務局をお願いする予定となっております。</p>
<p>(4) 造成終了後も、進出する企業に対して環境保全が保たれるよう意識啓発に努めること。</p>	<p>進出企業に対しては、事前に会社訪問を行う予定で、環境保全が保たれるようお願いをする予定です。</p>

### (3) 環境影響評価準備書に対する住民意見およびそれに対する事業者の見解

令和4年1月4日から令和4年2月17日までの間に住民から意見は提出されなかった。

## 第6章 環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法

### 6-1. 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目は、滋賀県「滋賀県環境影響評価技術指針」平成11年3月23日滋賀県告示第124号(令和2年12月25日施行)、滋賀県「滋賀県版環境影響評価技術ガイドー歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)ー」(平成30年10月)、および(社)滋賀県環境アセスメント協会「滋賀県における環境影響評価の手引き-条例版-」(2001年)を参考に、事業特性および地域特性を勘案し、環境影響評価配慮書および環境影響評価方法書に対する滋賀県知事意見、日野町長意見、住民意見を踏まえて選定した。

環境影響評価の項目の選定結果を表6-1-1に、選定した理由または選定しなかった理由を表6-1-2に示す。

なお、環境影響評価を実施した地域は、項目ごとに以下に示すとおりである。

大気質、 騒音・振動・低周波音	安部居区、鳥居平区、松尾一区および特別養護老人ホーム白寿荘
悪臭	鳥居平区、特別養護老人ホーム白寿荘
水象・水質・底質	対象事業実施区域の下流河川(野川、佐久良川)および地点
地下水	事業実施区域周辺の安部居区、鳥居平区、松尾1区で井戸を使用する住居
地形・地質	対象事業実施区域およびその周辺
地盤	対象事業実施区域およびその近傍
土壌	対象事業実施区域およびその近傍
動物	対象事業実施区域から概ね1.5kmの調査範囲および下流河川(野川、佐久良川)、ため池
植物	
生態系	
景観	対象事業実施区域から概ね2.5kmの範囲
人と自然との 触れ合いの 活動の場	対象事業実施区域およびその近傍
廃棄物等	対象事業実施区域内
温室効果ガス等	対象事業実施区域およびその近傍
文化財	対象事業実施区域およびその近傍
伝承文化	対象事業実施区域およびその近傍

表 6 - 1 - 1 環境影響評価項目の選定結果



表 6 - 1 - 2 環境影響評価項目として選定する理由またはしない理由

## 6-2. 調査、予測の手法

前項で選定した各環境影響評価項目について、以下により調査、予測を実施した。

表 6-2-1 調査、予測の手法

(1/2)



### 6-3. 環境保全措置の検討および評価等

#### (1) 環境保全措置の検討

本事業の実施に伴う各環境要素に係る影響予測の結果、環境への影響が大きいと判断された場合には環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討にあたっては、選定項目に係る環境影響を実行可能な範囲内で優先順位を①回避、②低減、③監視、④代償措置として実施した。なお、検討対象の環境保全措置は実施の効果および他の環境要素への副次的影響についてもできる限り明らかにした。

#### (2) 評 価

各環境要素に係る影響予測の結果および検討した環境保全措置の実施の効果を踏まえ、環境基準等の法的要求事項等との整合ならびに環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なよりよい技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、または低減されているかどうかを検証した。

#### (3) 事後調査計画の検討

各環境要素に係る影響予測の結果や環境保全措置の効果の不確実性が大きい場合には、環境への影響の重大性の程度に応じ、工事中および供用後の環境の状況を把握するために事後調査を実施することとした。

## 6-4. 環境影響評価方法書からの変更事項

環境影響評価方法書から環境影響評価準備書で変更になった事項は、表6-4-1のとおりである。

表6-4-1 環境影響評価方法書からの変更事項

		環境影響評価方法書	環境影響評価準備書
事業 計画	事業者の名称	株式会社 向茂組	向茂都市開発株式会社
	対象事業実施 区域の面積	58.8371 ha	66.0558.4 ha
	造成計画	工事区域内で切盛バランスを 図り、搬入・搬出は行わない 予定。	第1期工事として全工事面積(改変区域)約57.49 haのうち、工業地域および特定保留区域の西側部分約 36.04haを先行して造成する。この区域で不足する盛 土量358,706m <sup>3</sup> については東近江市蛇溝町地先の株式 会社向茂組資材置き場から搬入し、第2期工事として 地区計画が設定される区域約21.45haでは切盛土量を バランスさせる計画である。
	土地利用計画	現段階で土地利用計画の詳細 は未定であり、滋賀県、日野 町等許認可権者や関係各機関 と協議を行いつつ具体化する 予定である。	滋賀県、日野町等許認可権者や関係各機関と協議を行 った結果、対象事業実施区域内の土地利用はp.8、表 3-6-1に示すように計画した。区域内の約49%を 工場用地等として利用し、約13%を残置森林として造 成森林とともに約29%を森林として確保する。
	給水計画	飲料水については日野町の上 水道を利用する計画であり、 工業用水については井戸水の 使用を予定している。	上水については日野町の上水道区域への編入について 担当部局と協議した結果、対象事業実施区域北側の配 水管より最大400m <sup>3</sup> /日の供給を受けることが可能であ る旨を確認したことから、町水道により当工業団地内 を賄う計画である。なお、工業用水については当初井 戸水の使用を予定していたが、試掘井戸の揚水試験の 結果、十分な揚水量が見込めないことが判明したた め、企業誘致の条件として、工業用水が必要な場合は 上水道を利用するよう重要事項説明書に記載する。
現況 把握	調査地点	気象調査地点 水象・水質・底質調査地点  土壌調査地点 地下水水質調査地点 動物調査地点 植物調査地点 水生生物調査地点 景観調査地点	現地の状況に合わせて調査地点を変更 現況把握を適切に行うため調査地点を追加 現地の状況に合わせて調査地点を変更 現地の状況に合わせて調査地点を変更 現地の状況に合わせて調査地点を変更 現地の状況に合わせてトラップ等の調査地点を変更 現地の状況に合わせて植生調査地点を変更 現況把握を適切に行うため調査地点を追加 将来予測を適切に行うため調査地点を追加
	毎木調査		現況把握を適切に行うため調査を追加
予測	粉じん	造成後の裸地からの粉じん	砂利舗装を行うため削除
	利水への影響	合理式を用いて予測	流域内の森林面積の変化から予測
項目 ・ 予測 方法	地下水揚水に よる地下水位 の変化	想定される立地企業の種類と 敷地面積から複数の揚水量を 設定し、現地調査結果から得 られる透水計数、水脈の状況 等から水位低下の影響圏解析 を行い、周辺地域の井戸に及 ぼす影響について予測する。	給水計画で工業用水としての地下水の利用を行わない こととしたため削除。

## 第7章 事業の実施により環境に及ぼす影響の予測および評価

### 7-1. 大気質

#### (1) 環境の現況

二酸化硫黄の1時間値の1日平均値は0.004ppmが、1時間値は0.009ppmが、浮遊粒子状物質の1時間値の1日平均値は0.069mg/m<sup>3</sup>が、1時間値は0.134mg/m<sup>3</sup>が、二酸化窒素の日平均値の期間中平均値は0.008ppmが、1時間値は0.031ppmが最大であり、いずれも環境基準を十分下回っている。降下ばいじんの各地点の測定結果は1ton/km<sup>2</sup>/30日程度で、地点間で大きな差は見られず、測定時期による変動も小さく、住民の生活環境を保全することが特に必要な地域の降下ばいじん総量の指標（20ton/km<sup>2</sup>/30日）を十分下回っている。

気象の状況は、年間の平均風速が1.9m/sで、北および南南東の風が卓越しており、東寄りと西寄りの風は比較的少ない風配となっている。

#### (2) 影響予測の結果

##### ・ 工事中の重機類稼働による排ガスの影響

二酸化窒素および浮遊粒子状物質の最大着地濃度地点および代表評価地点における年間値の予測結果は、二酸化窒素の年間98%値が最大0.034ppm、浮遊粒子状物質の2%除外値が最大0.054mg/m<sup>3</sup>で長期評価で環境基準を満足すると予測される。

##### ・ 工事中の関係車両通行による排ガスの影響

二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともにバックグラウンド値を加味した将来の年間値は環境基準を満足すると予測される。

##### ・ 工事中の粉じんの影響

降下ばいじんの予測結果は特別養護老人ホーム白寿荘で1.5~1.9ton/km<sup>2</sup>/月、鳥居平新田で0.2~0.4ton/km<sup>2</sup>/月で、工事による寄与は現況値と同程度で粉じん濃度の増加の程度は大きいものの、現況値を加えても住民の生活環境を保全することが特に必要な地域の降下ばいじん総量の指標（20ton/km<sup>2</sup>/30日）を下回ると予測される。

##### ・ 供用後の施設稼働による排ガスの影響

大気汚染物質の排出量3ケースについて予測した結果、年間98%値、2%除外値による長期評価でいずれのケースでも環境基準を満足すると予測される。通常的气象条件で大気汚染物質の排出量3ケースについて予測した将来の1時間値はいずれの項目についても環境基準を満足すると予測され、逆転層が形成されている場合でも将来の1時間値はいずれの項目についても環境基準を満足すると予測される。

##### ・ 供用後の関係車両通行による排ガスの影響

交通量3ケースについて予測した結果、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともにバックグラウンド値を加味した将来の年間値はいずれの項目についても環境基準を満足すると予測される。なお特別養護老人ホーム白寿荘について工場稼働による影響と関連車両通行による影響の複合的影響を検討した結果でも二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに将来の年間値は環境基準を満足すると予測される。

#### (3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

なし

#### (4) 環境の保全上の目標

二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況に影響を及ぼさないこと。

降下ばいじんの現況に影響を及ぼさないこと。

#### (5) 評価

予測を行った各項目について、いずれも予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

### 7-2. 騒音・振動

#### (1) 環境の現況

各調査地点の騒音レベルは、道路沿道の安部居集会所では、春季、秋季で昼夜ともに環境基準を満足していなかった。上野田では秋季は昼夜ともに環境基準を満足していなかったが、春季は昼夜ともに環境基準値を満足していた。特別養護老人ホーム白寿荘前では秋季の昼間のみ環境基準値を上回っていた。一般環境の安部居地先、松尾一区地先では秋季、春季ともにすべての時間帯で環境基準に適合していたが、鳥居平新田地先では春季の夜間で若干、環境基準値を上回っていた。道路沿道の地点では通過交通が主要な発生源となっており、その他には目立った発生源は認められなかった。一般環境の地点でも通過交通が発生源となっていたほか、鳥の声なども寄与していた。

振動レベルは、すべての測定地点、時間帯で人の体感振動閾値：55デシベル程度を下回っていたが、道路沿道の地点では、大型車通過時のピーク値がこれを越えていることがあった。一般環境の地点では、ほとんどが機器の信頼下限値未満の値であった。

交通量の状況は、国道307号の各調査地点における24時間交通量は、大型車が3,900～4,300台程度、小型車が11,200～12,500台程度、バイク類が150台で合計15,500～16,800台程度であり、町道の交通量は石原鳥居平線が2,500台程度、鳥居平安部居線は1,000台程度、日野工業団地1号線は300～800台程度であった。

#### (2) 影響予測の結果

##### ・ 工事中の重機類稼働による騒音・振動の影響

重機類の稼働による周辺集落での騒音レベルは、いずれのケースでも50デシベルを下回り、環境基準を満足すると予測されたが、白寿荘では着工後26ヶ月目に寄与レベルが60デシベルを上回り、将来レベルは現況より1.5デシベル高くなると予測される。特別養護老人ホームという特に静穏を要する施設の特性を考慮し、重機類の稼働による騒音の増加を小さくするべく以下の環境の保全のための措置を講じ、事後調査を実施する。

重機類の稼働による振動の影響を受ける可能性がある白寿荘での振動レベルの予測結果は、いずれのケースでも寄与レベルは30デシベル以上であるが、将来レベルは人の振動体感閾値(55デシベル程度)を下回ると予測され、その他の地点については振動の寄与レベルはいずれのケースでもほとんどが25デシベル未満で将来レベルは現況と変わらないと予測される。

##### ・ 工事中の関係車両通行による騒音・振動の影響

安部居集会所での工事関係車両通行時の騒音レベルは71.9デシベルで環境基準値を超過するが、現況でも環境基準は満足しておらず、工事関連車両交通による騒音レベルの増分

は0.2デシベルにとどまると予測される。工事関係車両通行時の振動レベルは54デシベルと予測され、人の体感振動閾値(55デシベル程度)を下回ると予測される。

・ 供用後の施設稼働による騒音・振動の影響

工場稼働による騒音レベルは、白寿荘で昼間67.0デシベル、鳥居平新田で昼間59.5デシベル、松尾1区で昼間57.7デシベルで環境基準値を超過し、騒音レベルの増分は最大17.3デシベルと予測される。また振動レベルは、白寿荘で昼間61デシベル、鳥居平新田で昼間41デシベルで、No.3の白寿荘では人の体感振動閾値(55デシベル程度)を上回ると予測される。供用後の工場稼働に関して工業団地造成の事業者が講じることのできる環境の保全のための措置はないが、工場の稼働による騒音・振動の影響は小さくするため以下の環境の保全のための措置を講じる。

・ 供用後の施設稼働による低周波音の影響

通常の工場で発生する程度の低周波音では影響は生じないが、供用後の施設から130デシベルを越える低周波音が発生した場合を想定すると、白寿荘においては人の低周波音の感覚閾値の90デシベルを上回る可能性は否定できないと考えられることから、以下の環境保全のための措置を講じる。

・ 供用後の関係車両通行による騒音・振動の影響

関係車両通行時の騒音レベルは、安部居集会所で最大74.1デシベル、上野田で最大71.4デシベル、白寿荘で最大76.1デシベルで、すべて環境基準値を超過すると予測され、供用後の関連車両交通による騒音レベルの増分は最大12.7デシベルと予測される。また振動レベルは、安部居集会所で最大56デシベル、上野田で最大44デシベル、白寿荘で最大57デシベルと予測され、安部居集会所と白寿荘では人の体感振動閾値(55デシベル程度)を若干上回ると予測される。供用後の交通量に関して工業団地造成の事業者が講じることのできる環境保全措置はないが、騒音の増加を小さくするべく以下の環境の保全のための措置を講じる。

(3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

白寿荘側で稼働する重機類はできるだけ小型のものを使用する。

宅地①Aについては敷地境界における騒音・振動レベルを、⑩、⑪については敷地境界における騒音レベルを規制基準より5デシベル程度下げて施設を運用できる企業に販売する。白寿荘周辺のその他の宅地についても企業誘致に当たっては低騒音・低振動の企業を優先し、既存工場等が操業している企業については現地視察で状況を確認する。

発生する低周波音を130デシベル以下になるよう要請する。

特にレベルの増加が著しい白寿荘前を通過する車両台数が少なくするため、北側への関連車両の一部が工業団地内道路から町道鳥居平安部居線を経由し、東り前の三叉路を通行できるよう、日野町に対して早期の道路改良を要望する。

(4) 環境の保全上の目標

対象事業実施区域周辺地域の環境基準の達成状況に影響を及ぼさないこと。

道路沿道地域については、事業の実施による騒音レベルの寄与が大きいこと。

対象事業実施区域周辺地域の振動レベルを、大部分の住民が日常生活において振動を感知しない程度(55デシベル以下)とすること。



#### (5) 評 価

予測を行った各項目について、予測結果と環境の保全上の目標と整合が取れていない項目については環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

### 7-3. 悪臭

#### (1) 環境の現況

特定悪臭物質については、調査を行った2地点ともにアンモニアとアセトアルデヒドが若干検出されたが、他の項目についてはいずれも下限値未満であり、すべての項目で一般地域の規制基準値を下回っていた。また臭気指数についても10未満であり、試料採取時に臭気は感じられなかった。

#### (2) 影響予測の結果

既存の環境影響評価事例の検討結果から工場等の稼働後、周辺地域で悪臭が感じられる可能性は否定できないと予測される。

#### (3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

宅地①A、宅地③、宅地⑦、宅地⑧、宅地⑪については敷地境界における臭気指数を12以下で施設を運用できる企業に販売する。

#### (4) 環境の保全上の目標

地域住民が日常生活において悪臭を感知しないこと。

#### (5) 評 価

予測結果と環境の保全上の目標と整合が取れていないことについて環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

### 7-4. 水象

#### (1) 環境の現況

対象事業実施区域は日野川の支流佐久良川の流域に含まれ、対象事業実施区域から佐久良川へは野川を経由して流下する。対象事業実施区域は標高180~240m程度の丘陵地であり、土地利用はほとんどがコナラなどの雑木林である。

下流河川の比流量は、野川のネックポイントで $6.100\text{m}^3/\text{sec}/\text{km}^2$ となっている。下流河川の流量の状況は冬場についてはいずれの河川、水路でも流量は少なく、春から秋にかけて多い傾向が見られる。対象事業実施区域周辺の農業用水はほとんどが県営かんがい排水事業日野川地区により琵琶湖逆水でまかなわれているが、対象事業実施区域北西の国道307号沿いの一部の水田では野川から取水が行われている。

#### (2) 影響予測の結果

##### ・土地利用の改変による治水への影響

確率年50年の降雨発生時においても必要容量を満足する計画貯水量を確保した洪水調整池を設置することにより、下流河川への流出量は現状よりも低減することから、現状の治水状況に支障を生じることはないと予測される。

・土地利用の改変による利水への影響

現況と工事後の対象流域内における土地利用別面積と流出係数、現地調査結果から得られた年間降水量および蒸発散量から、取水堰が設置されている地点の野川の低水時流量の変化を予測したところ、現況(平水時の平均値)の $0.010\text{m}^3/\text{s}$ から改変後は $0.006\text{m}^3/\text{s}$ 程度に減少し、対象の水田の代掻き期の必要用水取水に要する時間は、現況の約3.5時間から改変後は約7時間へ増大するが、利水の状況に支障を生じることとはないと予測される。また造成森林・造成緑地が保水機能のある程度持つ状態まで成長した時点では、取水に要する時間は5時間程度に短縮され、影響は軽減できると考えられる。

(3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

なし

(4) 環境の保全上の目標

現状の治水の状況、利水の状況に支障を生じないこと。

(5) 評価

予測を行った各項目について、いずれも予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

## 7-5. 水質

(1) 環境の現況

平水時の水質は、灌漑期(代掻き期)の無降雨時におけるSS濃度は $2.3\sim 8.6\text{mg/L}$ と少ないが、降雨時は $21\sim 61\text{mg/L}$ とやや多くなっている。また非灌漑期の無降雨時におけるSS濃度は $1.3\sim 5.6\text{mg/L}$ と灌漑期と比べて若干少なくなっている。出水時の水質は、野川調整池横ではSS濃度が最大 $950\sim 1,000\text{mg/L}$ で、地点近傍上流側に存在する改変地からの濁水流入により、他の地点の $180\sim 650\text{mg/L}$ よりやや多くなっている。SS濃度と流量の経時変化は、いずれの地点でも降雨に対して流量とSS濃度の変動が対応しており、ピークになる時間はSS濃度と流量ともにほぼ同じであった。

造成地からの濁水の粒度は概ね $0.1\text{mm}$ 以下のもので構成されていた。

(2) 影響予測の結果

野川No.2地点のSS濃度は現況と比較してほとんど変化はないかやや低下すると予測され、No.5地点のSS濃度は現況と比較して25%~50%程度低下すると予測され、環境の保全上の目標と整合している。

(3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

なし

(4) 環境の保全上の目標

現況河川の水質を著しく悪化させないこと。

(5) 評価

造成中の工事区域からの濁水の予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

## 7-6. 底質

### (1) 環境の現況

佐久良川の底質は砂混じりの礫で礫分が9割近くを占めている。野川と排水路については砂分の占める割合が高く、調整池横と排水路上流ではシルト分もやや多くなっている。

対象事業実施区域内の土壌は細粒土で底質と比べてシルト分が多く、河川底質については粒径の細かいシルト分や粘土分は水流により流亡していると考えられる。

### (2) 影響予測の結果

造成工事中の濁水濃度は、現況の出水時調査結果と比較してやや低く、河床に堆積しやすい比較的粒径の大きな粒子は大部分が対象事業実施区域内の仮設沈砂池や洪水調整池で除去されることから野川や佐久良川に堆積する可能性は小さいと予測される。また対象事業実施区域の土砂は土壌の環境基準を満たしていることから、仮に河床に堆積したとしても、底質の汚染を引き起こす可能性はないと予測される。

### (3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

なし

### (4) 環境の保全上の目標

野川および佐久良川の底質を現状より著しく悪化させないこと。

### (5) 評価

予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

## 7-7. 地盤沈下および地下水位低下

### (1) 環境の現況

周辺集落へのアンケートによると、回答のあった114件の内、井戸を所有しているのは90件で8割近くの家が井戸を所有しており、使用していると回答があった55件中、飲用は1件のみでほとんどが庭木への散水や洗車等の非飲用であった。地層との関連は、深さが10m以上と回答のあった14本の井戸については試掘井戸2本と同じく、古琵琶湖層群を取水対象層としていると考えられるが深さが10m以下の浅井戸については古琵琶湖層群の滞水層との関連性はないと考えられる。

地下水位は、試掘井戸については水位の変動幅は1m程度と少ないものの、降雨に対応して水位が変動しているように見受けられ、周辺集落の浅井戸については変動幅が概ね2m程度で、明確に降雨量に対応して水位が上昇していた。地下水の水源についてはイオンバランスから地下水や表面水由来と考えられるが、畑の肥料等の影響を受けている可能性も考えられる。

試掘井戸の揚水試験の結果、限界揚水量は105L/分程度と推定され、帯水層の透水係数は $10^{-4}$ 程度で極めて小さかった。

### (2) 影響予測の結果

#### ・地盤沈下

谷筋に分布する沖積層で間隙比、含水比が大きい粘土層の必要な箇所についてはセメン

ト系改良材による地盤改良またはズリによる置き換えを行うこと、対象事業実施区域の古琵琶湖層群の粘土層は固結しており、ボーリング調査においてもほとんどがN値30以上の硬いものであることから、本事業の実施に伴う盛土によって地盤沈下を生じる可能性はほとんどないと予測される。

- ・地下水位低下

土地の改変により対象事業実施区域内で地下へ浸透する雨水の一部は表面排水として側溝から洪水調整池を経由して野川へ排水される。地形および地質断面図から、地下水は粘土層の傾斜に沿って対象事業実施区域の北西側へ流下していると推定されるため、対象事業実施区域北西側への地下水供給が少なくなる可能性が考えられるが、地層の傾斜と地盤高さ、井戸の深さおよび地下水位の状況からは、周辺集落の井戸については、対象事業実施区域内で浸透する雨水は地下水の供給源となっていないと考えられることから土地の改変による影響はないと予測される。

(3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

なし

(4) 環境の保全上の目標

周辺地域に地盤沈下による支障を生じないこと。

周辺地域の地下水利用に支障を生じないこと。

(5) 評価

予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

## 7-8. 地形・地質

(1) 環境の現況

現地踏査および地形図等の判読の結果、対象事業実施区域および周辺の地形は、平坦な部分とやや起伏のある山林に分けられた。また、対象事業実施区域内は谷が切れ込んでやや起伏量が多いものの、山頂付近はややなだらかで、地形分類では丘陵地に該当する。

現地調査によれば、対象事業実施区域および周辺の地質は、主に古琵琶湖層群蒲生層の砂、シルト、粘土および、段丘堆積物の礫から構成される。

(2) 影響予測の結果

- ・地形に及ぼす影響

現況調査の結果、対象事業実施区域は滋賀県および環境庁の定める特異な地形ならびに学術的価値を有する地形に該当しないことから、学術的風景的価値を有する特異な地形・地質を改変することはなく、本事業における土地の改変は丘陵面としての性格を大きく変化させることはないと予測される。

- ・地質に及ぼす影響

対象事業実施区域内の人工改変地と谷底堆積物については、学術的に重要と考えられる地質に該当しない。段丘層については、学術的に重要であるものの化石等の確認はなく、また全てを改変対象としていないことから消滅することはなく、大きな影響はないと判断される。古琵琶湖層群については琵琶湖の生成を知る上で重要な地層であり、学術的価値

を有する特異な地質に該当する。特に蒲生層は古琵琶湖層群で新第三紀から第四紀への移行部分にあり、地質編年上重要な地層である。この古琵琶湖層群のうち蒲生層の一部に該当する中在寺互層は、対象事業実施区域内では改変される比率が多いと予測されるが、中在寺互層そのものが消滅するわけではないと考えられる。ただし、対象事業実施区域の盛土区域で確認された層の露頭はその大部分が覆土されて見られなくなり、また切土についても植栽等により見られなくなるため、環境の保全のための措置を講じる。

(3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

盛土部分では、造成工事に先だって、確認された地層の露頭、切土部分については、植栽等により露頭が覆われる前に写真による記録保存を行う。

(4) 環境の保全上の目標

学術的風景的価値を有する特異な地形・地質を著しく改変しないこと。

(5) 評価

予測を行った各項目について、予測結果と環境の保全上の目標と整合が取れていない項目については環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

7-9. 地盤(土地の安定性、地盤沈下)

(1) 環境の現況

ボーリング調査結果によると、地盤構成は調査深度内では上部より盛土層、沖積層、古琵琶湖層群が分布している。

土質試験結果で得られた土の単位体積重量およびボーリング調査結果より得られたN値から算定した土質定数の値は概ね妥当であると考えられる。

(2) 影響予測の結果

・土地の安定性に及ぼす影響

円弧すべり計算による斜面の安定性の検討の結果、検討対象とした6断面については、いずれのケースでも最小安全率は基準を上回っており、安定性は確保されると予測される。

・地盤沈下を生じる可能性

現地調査から判明した軟弱地盤に対して対策を実施するとともに、盛土の安定性を損なわないよう工事を行うことにより不同沈下は生じないと予測される。

(3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

なし

(4) 環境の保全上の目標

土地の安定性に支障を生じないこと。

地盤沈下を生じさせないこと。

(5) 評価

予測を行った各項目について、予測結果と環境の保全上の目標は整合が取れており、実

行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

## 7-10. 土壌(汚染、機能)

### (1) 環境の現況

土壌の溶出液からは、環境基準に定められている重金属類として鉛とヒ素がごく微量検出されたが基準値を下回っており、他の成分は検出されなかった。含有量については、鉛、ヒ素、ホウ素が検出されたが、土壌汚染対策の基準は大きく下回っていた。

現地土壌から2門7綱16目62種の土壌生物が確認された。確認された土壌生物から対象事業実施区域および周辺の樹林地は「若い雑木林や人工林」と評価された。

土壌中の炭素量、空隙率の値は一般的な森林土壌として平均的な値であった。

### (2) 影響予測の結果

#### ・ 工事中の盛土搬入による土壌汚染

造成工事にあたって不足する盛土を搬入する計画であり、搬入する盛土が汚染されていた場合、造成地も汚染されることになるかと予測される。なお現況の土壌については汚染は確認されていないため、切土を盛土材利用として利用しても土壌汚染を生じるおそれはないと予測される。

#### ・ 造成工事に伴う土壌の機能への影響

改変区域の表土は一部を除いて盛土に使用されるため、土壌の構造や土壌生物の機能は失われると予測されるが、工事の進捗に従い仮設沈砂池・仮設調整池等の仮設防災施設の整備を行うとともに、本設の1号洪水調整池、2号洪水調整池を早期に完成させ、3号洪水調整池とともに1/50年確率の降雨に対応できるよう洪水調整を行うことで土壌の貯水機能は補完される。また後述するように造成森林の植栽にあたって現況の表土の撒き出しによる再森林化を図ることから、森林土壌も時間の経過とともに形成され、ある程度は回復すると考えられる。

#### ・ 供用後の工場等の稼働による土壌汚染

本工業団地においても立地企業の操業後に土壌汚染を生じる可能性は否定できないと予測される。

### (3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

搬入する土砂は溶出試験および含有試験により汚染のないことを確認する。

仮設沈砂池等の整備を行うとともに、洪水調整池を早期に完成させ、1/50年確率の降雨に対応できるよう洪水調整を行う。

立地企業に対して事故の発生防止および事故時の必要十分な漏洩防止対応に努めるよう要望する。

### (4) 環境の保全上の目標

土壌の汚染を生じないこと。

土壌の機能への影響低減に努めること。

### (5) 評価

環境の保全のための措置を含め、予測結果と環境の保全上の目標に整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

## 7-1-1. 動物

### (1) 環境の現況

現地調査の結果、7目12科17種の哺乳類、16目41科109種の鳥類、2綱4目12科20種の両生類・爬虫類、16目181科779種の昆虫類、3目13科30種の陸産貝類、3目7科14種の魚類、7綱18目79科177種の底生生物が確認された。

この内注目すべき種の基準には、哺乳類では2種が、鳥類では62種が、両生類・爬虫類では13種が、昆虫類では29種が、陸産貝類では10種が、魚類では6種が、底生動物では7種(内、昆虫類調査と重複種4種)が該当する。

### (2) 影響予測の結果

#### ・注目すべき種への影響

注目すべき種125種の予測結果は、24種については影響が中程度、5種については影響が大きいと予測される

#### ・動物の生息状況への影響

哺乳類については、周辺部分への移動を余儀なくされ、種の存続に関わる事柄に一時的に影響が及ぶ可能性があるものの、植栽樹の成長に伴い周辺の森林や緑地が安定すれば戻ってくるものと予測される。また対象事業実施区域の外周部分については残置森林として現状の植生が残され、造成により出現する緑地や法面については植栽により一部が造成森林となるため、哺乳類の移動に必要な経路は概ね確保されると予測される。鳥類については、樹林性の鳥や林縁部に生息する種は周辺部の樹林へ移動して生息を続け、工事終了後は緑地や法面に植栽が施された開けた環境や林縁部に生息する種については、個体数が増加する可能性もあると予測される。工事による騒音の影響については、現状でも隣接する国道307号や町道石原鳥居平線、日野第一工業団地や耕作水田等からの騒音があり、繁殖活動への影響は比較的小さいと予測される。両生類・爬虫類については、移動能力が低いものの、工事は比較的長い時間をかけて順次行われることに加え、本能的に生息適地に移動する能力は保持していると考えられるため、与える影響は軽微であると予測される。昆虫類については、改変区域内に生息する昆虫類の生息環境が減少することで個体数の減少を余儀なくされるものの、対象事業実施区域の周辺に分布する環境は区域内と同様であり、周辺地域にも普通に分布、生息していると考えられ、当該地域における種の存続に対する影響は軽微なものにとどまると予測される。また工事終了後は法面や緑地に施された植栽、樹林や林縁部の安定化に伴い、チョウ類、ハエ類など開けた環境を好む種が戻り、植栽木や緑化草本を食草とする種は増加する可能性もあると予測される。陸産貝類については、移動能力が乏しく、改変区域内に生息する種の多くが消滅あるいは個体数の減少を余儀なくされるものの、対象事業実施区域の周辺に分布する環境は区域内と同様であり、周辺地域にも普通に分布、生息しているものと考えられ、当該地域における種の存続に対する影響は軽微なものにとどまると予測される。魚類、底生動物については、野川とため池2箇所は生息環境が消滅するため、移動能力の高い水生生物は工事に伴い逃避し、低いものは死滅すると予測されるが周辺の生息環境については改変はないため、生息する種の存続に影響はないと予測される。森林の減少に伴う水質浄化機能の低下や、保水機能の低下で流況が変化し、生息魚種の単純化が生じる可能性があり、底生動物についても汚濁耐性種の占める割合が高くなるなど出現種の構成に変化が起こる可能性があるが、水質・底質の

予測結果によると、野川のSS濃度は現況と比較してほとんど変化はないかやや低下し、底質についても堆積する可能性は小さいと予測されることから、水生生物の生息状況に著しい変化はないと予測される。

(3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

カワバタモロコ、ドジョウ、ミナミメダカ、ドンコ、ホトケドジョウ、ニホンイシガメ、フタスジサナエ、オグマサナエ、コノシメトンボ、キトンボ、キイロサナエ、ヤマトサンショウウオ、エゾトンボ、コキベリアオゴミムシ、ナガナタネガイ、ウメムラシタラガイ、オオウエキビ、ヒメカサキビについて移殖による保全を図る。

造成森林や法面では樹林表土のまきだしによる再森林化の促進を、各洪水調整池では湿地表土のまきだしによる湿地の再生を誘導し、できるだけ多様な生物相の形成を実現できるよう努力する。

(4) 環境の保全上の目標

貴重な動物の保存に努めること。

直接改変区域周辺の動物の生息状況に著しい影響を与えないこと。

(5) 評価

予測を行った注目すべき動物のうち、予測結果と環境の保全上の目標と整合が取れていない種については環境保全措置を講じること、直接改変区域周辺の動物の生息状況については予測結果と環境の保全上の目標が整合していることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

## 7-12. 植物

(1) 環境の現況

調査範囲の植生は、自然林・二次林の植生11群落、植林の植生5群落、草本植生17群落に区分された。注目すべき植物群落の選定基準には、ウラジログシ群落、カナメモチーコジイ群集、シラカシ群落、タブノキ群落、アカシデ群落、ケヤキ群落、ハンノキ群落、貧栄養植物群落、オギ群集、ツルヨシ群集が該当する。

現地調査で確認されたシダ植物以上の高等植物は55目141科776種であった。この内注目すべき種の選定基準には23種が該当する。

(2) 影響予測の結果

・注目すべき群落への影響

注目すべき群落については、ハンノキ群落の内、対象事業実施区域内で確認された植分が消滅すると予測される。

・注目すべき種への影響

注目すべき種23種の内、3種については影響が中程度、1種については影響が大きいと予測される。

・植生の改変の程度

対象事業実施区域の86.5%にあたる約57haが改変区域となっており、この部分の現存植生は消滅すると予測される。



・周辺植生への影響

新しくできた林縁部における日照量の増加や風の吹き込み、それに伴う土壌の乾燥化といった環境条件の変化により、林縁付近における樹木の衰弱や林床に生育する植物の消滅、陽地性植物・乾性植物の増加による種構成や群落構造の変化などを生じる可能性があるとして予測される。対象事業実施区域外周の幅が20m以下の残置森林ではこのような環境条件の変化が与える影響は大きいと考えられるほか、改変区域の周囲に残存する林地では、ネザサが繁茂する可能性があり、光が林床に届かないため現況の林床植生から大きく変化する可能性があるとして予測される。

法面や宅地の平地部に植栽を施す計画であり、法面等に種子の吹き付けを行った場合、使用する種が樹林内へ侵入し、林縁部を中心に林床植生が変化する可能性があるとして予測される。

(3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

各洪水調整池で湿地表土のまきだしによるハンノキ群落再生を試みる。タニヘゴ、ミズギボウシ、カワラハハコ、キンランを移植することにより種の保存に努める。

動物の項の措置に加え、造成地と残置森林の境界線部分に、残置森林内または周辺地域で採取した種子から育成した林縁性の低木（ウツギ、ヌルデ等）の苗木を植栽し、マント群落の形成を試みる。

(4) 環境の保全上の目標

貴重な植物の保存に努めること。

直接改変区域周辺の植物の生育環境に著しい影響を与えないこと。

(5) 評価

予測を行った注目すべき植物のうち、予測結果と環境の保全上の目標と整合が取れていない種については環境保全措置を講じること、直接改変区域周辺の植物の生育状況については予測結果と環境の保全上の目標が整合していることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

### 7-1-3. 生態系

(1) 環境の現況

当該地域では、陸域の自然環境類型区分として樹林、湿生草地、乾生草地、植林地・樹園地、耕作地、市街地、開放水域が存在しており、これらの環境を主要な生息・生育環境とする動植物による食物網が存在していると考えられる。

(2) 影響予測の結果

事業による典型性の指標種への影響は、地域個体群としてみた場合は、事業実施後も残置森林および周辺地域で引き続き維持されると考えられるものの、対象事業実施区域内の個体は移動性の低い種ヤマトサンショウウオやトゲアリは多くが消滅し、移動性の高いヒヨドリも樹林の減少で生態系構成種としての現存量が減少する可能性があるとして予測され、これに伴い上位性の指標種のアキクマ、オオタカについては採餌環境の一部が減少する可能性があるとして予測される。現況調査の既存工業団地における結果を見ても生態系の構造の単純化、現存量の減少を生じる可能性はあると考えられるが、事業の実施による周辺地域

への著しい影響はないと予測される。

(3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

動物、植物の項に記載した措置を講じる。

(4) 環境の保全上の目標

生物多様性の保全に努めること。

直接改変区域周辺の動植物の生息・生育状況に著しい影響を与えないこと。

(5) 評価

予測結果と環境の保全上の目標が十分整合しない部分については環境の保全のための措置を講じること、直接改変区域周辺の動植物の生息・生育状況については予測結果と環境の保全上の目標が整合していることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

#### 7-14. 景観

(1) 環境の現況

対象事業実施区域および周辺の地形は丘陵地に該当する。植生は、対象事業実施区域を含む山林についてはコナラ群落などの二次林やスギ・ヒノキ植林、ネザサーススキ群落などの高茎草本によって構成され、北側と南側の平地部については耕作水田雑草群落が広がっている。

対象事業実施区域の北側には鳥居平新田集落が隣接しており、北西には安部居、南西には松尾1区といった集落が分布している。集落の周囲には水田が広がっており、丘陵地の二次林とともに里山の景観を呈している一方、既存工業団地や住宅団地、市街地などの都市的景観も見られる。現地踏査によると5地点で対象事業実施区域が眺望可能であった。

(2) 影響予測の結果

眺望可能な5地点から主要眺望地点として選定した4地点からの供用後の景観は、現況の林地が消滅し、変わって工場の建屋が建設されることで、国道307号の対象事業実施区域直近と特別養護老人ホーム白寿荘については既存の工業団地のような景観に変化すると予測される。

鳥居平新田集落付近と大谷交差点については、工場建屋の一部が見えるようになるものの視野に占める割合は小さく、景観の変化はわずかであると予測される。

工業団地のような景観に変化すると予測された地点についても、法面には草本による早期の緑化を行うほか、当該地域の樹林地の構成種を主体とする植栽を実施する計画であり、植栽樹木の成長にしたがって徐々に周辺の景観になじんでいくものと予測される。

(3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

なし

(4) 環境の保全上の目標

周辺の景観と調和を図ること。

(5) 評 価

予測結果と環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

7-15. 人と自然との触れ合い活動の場

(1) 環境の現況

現地踏査および聞き取り調査の結果、対象事業実施区域内で人と自然との触れ合いの活動の場として利用されている場所は確認されなかった。

(2) 影響予測の結果

現地踏査および聞き取り調査の結果、対象事業実施区域およびその周辺で人と自然との触れ合い活動の場として利用されている場所は確認されなかったことから、本事業の実施による影響はないと予測される。

(3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

なし

(4) 環境の保全上の目標

人と自然との触れ合いの活動の場の利用に支障を生じないこと。

(5) 評 価

予測結果と環境の保全上の目標に整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

7-16. 廃棄物等

(1) 環境の現況

毎木調査結果から推定した現存量はコナラ林が最も多く7.20ton/100m<sup>2</sup>であった。

(2) 影響予測の結果

・伐採工により発生する廃棄物

バイオマス燃料や堆肥原料として活用する施設や、活用を前提とした中間処理施設へ搬出する廃棄物の量は、売却できない伐採樹木約16,300トンの内、現地で使用する資材として活用ものを除く枝葉や根株、下草等となる。

・工場建屋等の建築に伴い発生する廃棄物

建設残土以外の廃棄物発生量は約71,000トンと予測され、品目ごとの滋賀県における再資源化の割合を乗じた全体の再資源化率は、縮減を含めた場合87.4%と予測される。

・施設の供用に伴い発生する廃棄物

供用後の立地企業からの廃棄物発生量は年間約10,500～25,400トンと予測される。

(3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

販売先立地企業に対し、建築工事時および供用後における廃棄物発生量の低減、再利用等に努めるよう販売時に要望する。

(4) 環境の保全上の目標

廃棄物発生量の低減および発生した廃棄物の再資源化ならびに再利用に努めること。

(5) 評 価

予測結果と環境の保全上の目標が十分整合しない部分については環境の保全のための措置を講じることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

7-17. 温室効果ガス等

(1) 影響予測の結果

・ 工事中

工事中の温室効果ガス発生量は、森林等の伐採による吸収量の減少と重機類の稼働および工事関連車両の通行に伴う発生量を合わせて年間約4,100トンと予測される。

・ 供用後

供用後の工場等稼働および関連車両の通行に伴う温室効果ガスの発生量は、立地企業の配置を複数案検討した結果、年間約35,280～106,350トンと予測される。

(2) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

造成森林・造成緑地として植栽を行う。工事にあたっては重機類、運搬車両の省燃費運転に努めるとともに、使用する重機類は省燃費機種を導入に努める。

販売先立地企業に電気自動車や燃料電池車等のクリーンエネルギー車の導入とそれに伴う充電ステーションや水素ステーション等のインフラ整備についても、積極的に取り組むよう要望する。

(3) 環境の保全上の目標

事業による温室効果ガス等の排出量を可能な限り低減すること。

(4) 評 価

環境の保全のための措置を含め、予測結果と環境の保全上の目標に整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

7-18. 文化財

(1) 環境の現況

日野町教育委員会に依頼した調査の結果、遺構が存在すると考えられる地形や遺物の散布は確認されなかった。

(2) 影響予測の結果

対象事業実施区域内には既知の埋蔵文化財および指定文化財は確認されておらず、日野町教育委員会による現地調査においても遺構が存在すると考えられる地形や遺物の散布は確認されなかったことから事業の実施による影響はないと予測される。

なお樹木の伐採後、日野町教育委員会に連絡し、調査の必要性等について協議を行うほか、工事の実施中、遺構や遺物が発見された場合はすみやかに日野町教育委員会に連絡し、協議の上、保存のために必要な対策を講じる。

(3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

なし

(4) 環境の保全上の目標

有形の文化財を損なわないよう、保存と継承を図ること。

(5) 評価

予測結果と環境の保全上の目標に整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

## 7-19. 伝承文化

(1) 環境の現況

文献には対象事業実施区域内での伝承文化の記載はない。周辺集落の有識者への聞き取り調査によると、区域内に存在する電気溜について、鳥居平区の住人でマンボ(井戸掘り)の技術が優れた人がおり、その技術を新田の用水確保に応用した、との情報が得られたが既に使用されておらず維持管理もされていないため、保全の意向はないとのことであった。

(2) 影響予測の結果

対象事業実施区域の周辺に伝わる山の神祭り等の伝承文化については、造成工事による伝承文化の場への直接的な影響はなく、区域内を通行するルートもないことからアクセスに対する影響もないと予測される。

対象事業実施区域内に存在する電気溜については、既に使用されておらず保全の意向はないとのことであったが、地域にとって伝承すべき事項であることも考えられるため、記録保存の方法について日野町教育委員会と協議する。

(3) 影響予測の結果、環境の保全のためにとることとした措置

なし

(4) 環境の保全上の目標

伝承文化の継承に支障を生じないこと。

(5) 評価

予測結果と環境の保全上の目標に整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。

## 第8章 環境の保全のための措置

### 8-1. 環境の保全のための措置の検討方法

本事業の実施に伴って影響を及ぼすことが予測される環境項目に対する環境の保全のための措置について、事業の計画段階のものについては、工事工程および工事内容から実施すべきでありかつ実施可能な措置をリストアップし、計画した。なお、事業の計画段階の措置については予測・評価の前提として考慮した。

環境影響評価の結果必要となったものについては、各環境要素に係る現況調査および予測・評価の結果、環境影響がないと判断される場合および影響の程度が極めて小さい（軽微である）と判断される場合を除き、実行可能な範囲で影響を回避・低減するための方策について検討し、採用した。

なお、供用後の建物の計画については現時点で定まっていないものの、今回予測した条件は建坪率、容積率から設定しており、立地企業の業種についても3パターン設定し、環境影響評価を実施していることから、環境への負荷が著しく増大することは想定されず、新たに大きな影響が生じる可能性は小さいことから、関連する項目については事後調査を実施しない。

### 8-2. 環境の保全のための措置の検討結果

事業の計画段階から考慮したものを表8-2-1に、環境影響評価の結果必要となったものを表8-2-2に示す。

なお表中に示す「環境の保全のための措置の区分」、「措置の不確実性の程度」および「事後調査」の区分は以下のとおりである。

#### 【区分】（環境の保全のための措置の効果）

- 回避：措置を行うことにより影響が回避できる
- 低減：措置を行うことにより影響が最小化もしくは修正できる
- 代償：措置を行うことにより影響を代償することができる
- 監視：措置を行うことにより影響を軽減または消失できる

#### 【不確実性の程度】（環境の保全のための措置の効果の検証）

- ：保全措置の実施による効果が見込め、定量的な効果の把握も可能な項目
- △：保全措置の実施により効果は見込めるが、定量的な効果の把握は困難な項目
- ×：保全措置の実施により効果は見込めるが、保全措置の効果に不確実性が高い項目

#### 【事後調査】

事後：事後調査を実施する項目（代償措置による効果の不確実性の程度および代償措置に係る知見の充実の程度が高くない項目で、予測結果と環境の保全上の目標が整合している項目については事後調査の対象から除外。）

監視：モニタリング調査（環境監視調査）を実施する項目（代償措置に係る知見の充実のために追跡調査を行うべきと判断した項目）

- ：事後調査は実施しない項目

表 8 - 2 - 1 計画段階から考慮した環境の保全のための措置

(1/4)

時期	環境の保全のための措置の内容	対象項目	区分	措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
工事中	・工事の効率化・平準化に努め、工事用車両台数をできる限り削減する。	大気質・騒音・振動	低減	大気汚染物質の発生を削減できる。騒音・振動レベルが低減できる。	○	—
	・重機の使用に当たっては同時稼働や高負荷運転のできる限りの回避、アイドリングストップの遵守等の適切な施工管理を行う。			大気汚染物質の発生削減、騒音・振動レベルの低減が期待できる。	△	—
	・工事用車両の走行に関しては、過積載を防止し、積荷の安定化、制限速度の遵守、空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等、適切な運行を指導する。					
	・工事関連車両の走行ルートや時間帯は、道路規格、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮し、効率的で環境負荷が小さくなるよう、計画的な運行管理を行う。					
	・使用する建設機械は、可能な限り最新の排ガス対策型の車種を採用するように努め、適切に点検・整備を実施する。	大気質	低減	大気汚染物質の発生を削減できる。	○	—
	・工事区域の周囲に仮囲いを設置し、適宜散水を行うなど粉じんの発生抑制に努める。			大気汚染物質の発生削減が期待できる。	△	—
	・使用する建設機械は、可能な限り最新の低騒音型の車種を採用するように努め、適切に点検・整備を実施する。	騒音	低減	騒音レベルが低減できる。	○	—
	・工事区域の周囲に仮囲いを設置し、騒音の遮蔽に努める。			騒音レベルの低減が期待できる。	△	—
	・工事現場で発生する廃棄物は適切に収集保管し、処理を委託する。	悪臭・廃棄物等	回避	悪臭および廃棄物の発生が回避できる。	○	—
	・工事の進捗に従い仮設沈砂池・仮設調整池等の仮設防災施設の整備を行うとともに、本設の1号洪水調整池、2号洪水調整池を早期に完成させる。	水象・水質・土壌(機能)	低減	濁水の流出を抑制できる。土壌の機能消失に伴う保水機能低下を低減できる。	○	—
・伐採工は工事区域全域を一斉には行わず、土工および仮設防災工の実施に先立ち、区域を区切って順次行う。	水質・動物	低減	濁水の発生抑制が期待できる。動物の移動・逃避による生存が期待できる。	△	—	

表 8 - 2 - 1 計画段階から考慮した環境の保全のための措置

(2/4)

時期	環境の保全のための措置の内容	対象項目	区分	措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
工事中	・対象事業実施区域内には概ね林帯幅30mの残置森林または造成森林を配置し、約13%の残置森林を確保するとともに、造成森林と合わせて約29%を森林として確保する。	水象・動物・植物・生態系・景観	低減代償	土壌の機能消失に伴う保水機能低下を低減できる。動植物の生息・生育環境ならびに生態系の維持、景観の保全が期待できる。	△	—
	・造成森林には高木性樹種の苗木H=1.0mを2,000本/haの密度で植樹する。また、植樹下部には種子吹付(三種混合:メドハギ・ヨモギ・チガヤ)により植栽を施し緑化に努める。	水象・動物・植物・生態系・景観	低減代償	土壌の機能消失に伴う保水機能低下を低減できる。動植物の生息・生育環境ならびに生態系の維持、景観の保全が期待できる。	△	監視
	・裸地の法面や自然緑地の辺縁部の緑化については、法面整形が終了した箇所から逐次早期緑化に努める。					
	・法面勾配1:1.8以上の切盛土部については、侵食防止のため種子吹付による緑化を行うことを基本とする。法面勾配1:1.5以下の長大切土部については、比較的傾斜角が大きく地質により吹付けのみでは定着しづらい可能性があるため、育成基盤の保持、流下水による法面表層部の剥落防止を図るため、ネット張植生工による法面緑化を行う。					
	・切土工については、できるだけ外周側を耳の形で残すように施工し、雨水排水が仮設沈砂池側へ流下するように配慮する。	水質・底質	低減	濁水の流出抑制が期待できる。	△	—
	・排水路および洪水調整池をできるだけ早期に設置する。また土工事が終了した区域については、できるだけ早期に緑化し、土砂の流出を防止する。					
	・降雨が予想される時には、土工中の区域を巡視して集水域を確認するとともに、浮き土がないようにブルドーザ等で転圧し、土砂流出の可能性が高い法面はシート等で保護する。また、素堀水路を整備して洗掘の恐れのある場所は土嚢、シート等で保護する。これらの対策を確実に実行するために、降雨、出水の状況予測、事前の対策、降雨時の現場維持管理の指揮等を行う専任管理者を置く。			濁水の流出抑制が期待できる。	△	監視



表 8 - 2 - 1 計画段階から考慮した環境の保全のための措置

(3/4)

時期	環境の保全のための措置の内容	対象項目	区分	措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
工事中	・工事終了後は、排水経路の野川を巡視して土砂の堆積状況を確認し、必要に応じて河川や水路の清掃を行う。	底質	監視	野川の底質の状況を維持できる。	△	—
	・谷底堆積物や低位段丘層が分布している区域の内、中央の河川付替え付近の両サイドの盛土法尻と調整池内の盛土法面部についてはセメント系改良材による地盤改良を行う。	地下水 (地盤沈下) 地盤(地盤沈下・土地の安定性)	回避	盛土による地盤沈下を回避し、土地の安定性を確保できる。	○	—
	・厚さが1～2m程度の軟弱層の場合は、ズリによる置き換えを行う。					
	・付替河川により河床を1～2m上げるため、付替河川付近では現状を地盤改良し、良質土の盛土を1～2m行う。					
	・盛土部分に根株や枝葉等、腐って空洞ができるものは埋めないよう現場作業員に徹底する。	(地盤沈下)	回避	盛土による地盤沈下を回避できる。	△	—
	・造成に当たっては、可能な限り現地の発生土で切盛のバランスを取るよう配慮する。	地質	低減	地質の改変を低減できる。	△	—
	・盛土として搬入する土砂は溶出試験および含有試験により汚染のないことを確認する。	土壌 (汚染)	回避	工事による土壌汚染を回避できる。	○	—
	・伐採樹木の内、直径が概ね12cm以上の幹材については有価物として売却する。	廃棄物等 ・ 温室効果ガス等	低減	廃棄物の発生を低減し、資源を有効利用できる。	○	—
	・細い幹材については可能な限り現地で使用する杭等の資材として活用する。			廃棄物の発生を低減し、資源を有効利用できる。	△	—
	・枝葉や根株、下草等現地で利用できない物についてはバイオマス燃料や堆肥原料として活用する施設や、活用を前提とした中間処理施設へ搬出する。			廃棄物の発生を低減し、資源を有効利用できる。	○	—
	・重機類、運搬車両の省燃費運転に努める。	温室効果ガス等	低減	温室効果ガスの発生低減が期待できる。	△	—
	・使用する重機類は省燃費機種を導入に努める。					
	・適正な造成工事により重機類の稼働が最小化されるよう計画する。					

表 8 - 2 - 1 計画段階から考慮した環境の保全のための措置

(4/4)

時期	環境の保全のための措置の内容	対象項目	区分	措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
工事中	・樹木の伐採後に日野町教育委員会に連絡し、調査の必要性等について協議を行う。 工事の実施中、遺構や遺物が発見された場合は、すみやかに日野町教育委員会に連絡し、協議の上、保存のために必要な対策を講じる。	文化財	低減	埋蔵文化財が保存できる。	△	—
工事完了時	・1号洪水調整池、2号洪水調整池、3号洪水調整池により50年確率の降雨に対応できるよう洪水調整を行う。	水象・ 土壌 (機能)	低減	土壌の機能消失に伴う保水機能低下を低減できる。	○	—
各区画の 販売時	・立地企業への販売時に説明事項として当該地域の規制基準等、環境配慮の内容を記載し、説明内容の同意を得る。	大気質・ 騒音・ 振動・ 土壌 (汚染)	回避	供用後の生活環境の保全が期待できる。	△	—
	・各区画の販売にあたって、立地企業に対して供用後に悪臭に係る苦情が発生しないよう、施設の管理に努めるよう要望する。	悪臭	回避	供用後の悪臭発生の防止が期待できる。	△	—
	・井戸干渉を生じる可能性が高いことから、地下水による工業用水の供給は行わない。	地下水 (地下水位低下)	回避	地下水位の低下による影響が回避できる。	○	—
	・各区画の販売にあたって、立地企業に対して建築工事時および供用後に、第四次滋賀県廃棄物処理計画の基本方針（3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組強化およびリサイクルの推進）に沿って、廃棄物発生量の低減および再資源化・再利用に努めるよう要望する。	廃棄物等	低減	廃棄物の発生低減、資源の有効利用が期待できる。	△	—
	・各区画の販売にあたって、立地企業に対してエネルギーシフトや省エネ化により工場等からの温室効果ガス排出量の削減に努めるよう要望する。	温室効果 ガス等	低減	温室効果ガスの発生低減が期待できる。	△	—
	・各区画の販売にあたって、立地企業に対してトラックの電気自動車化等、輸送による温室効果ガス排出量の削減に努めるよう要望する。					
供用後	・販売する工場用地については各立地企業が緑地や修景施設等を整備し、維持管理を行う。	動物・ 植物・ 生態系・ 景観	代償	動植物の生息・生育環境ならびに生態系の維持、景観の保全が期待できる。	△	—

表 8-2-2 環境影響評価の結果、必要となった環境の保全のための措置 (1/4)

時期	環境の保全のための措置の内容	対象項目	区分	措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
工事中	・白寿荘側で稼働する重機類はできるだけ小型のものを使用する。	騒音	低減	工事中の生活環境の保全が期待できる。	△	事後
	・白寿荘前を通過する車両台数が少なくなるよう、北側への関連車両の一部工業団地内道路から町道鳥居平安部居線を経由し、東り前の三叉路を通行できるよう、日野町に対して早期に道路の改良が行われるよう要望する。	騒音	低減	供用後の生活環境の保全が期待できる。	△	—
	・白寿荘周辺の残置森林区域で樹木が衰退している箇所については補植する。	騒音	低減	供用後の生活環境の保全が期待できる。	△	—
	・盛土部分では、造成工事に先だって、確認された地層の露頭、切土部分については、植栽等により露頭が覆われる前に、写真による記録保存を行う。	地質	低減	学術的価値を有する古琵琶湖層群を記録保存できる。	△	—
	・工事中に哺乳類などの大型化石や化石林等が産出した場合は、産出部分周辺の工事を一時中断、保全を行った上で、日野町教育委員会および琵琶湖博物館へすみやかに報告し、その指示に従うものとする。			学術的価値を有する化石を記録保存できる。	△	—
工事中	・カワバタモロコ、ドジョウ、ミナミメダカ、ドンコについてはため池の箇所の工事に先立ち、3号洪水調整池へ移殖する。移殖後の生存率を高め、増殖を図るため、3号洪水調整池内に隠れ家となる構造物や産卵基質となる落葉や植物、ヤシ繊維のマット等を設置する等、これらの種の生息に適した環境を設けるように努める。	動物・生態系	代償	注目すべき動物のカワバタモロコ、ドジョウ、ミナミメダカ、ドンコの生息維持が期待できる。	△	事後
	・ホトケドジョウについては生息が確認された野川および沢筋の工事に先立ち採集し、流水のある沢筋（区域外東側の谷筋を想定）へ移殖を試みる。	動物	代償	注目すべき動物のホトケドジョウの生息維持が期待できる。	×	事後
	・ため池2ヵ所と野川の河川改修箇所に生息するニホンイシガメ、フタスジサナエ、オグマサナエ、コノシメトンボ、キトンボ、キイロサナエについては、カワバタモロコ等の移殖時に併せて捕獲されれば、3号洪水調整池へ移殖する。	動物	代償	注目すべき動物のニホンイシガメ、フタスジサナエ、オグマサナエ、コノシメトンボ、キトンボ、キイロサナエの生息維持が期待できる。	△	事後

表 8 - 2 - 2 環境影響評価の結果、必要となった環境の保全のための措置 (2/4)

時期	環境の保全のための措置の内容	対象項目	区分	措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
工事中	・ヤマトサンショウウオについては繁殖場所および幼生の生息場所である湿地と、成体および幼体の生息場所である樹林地が必要であり、その連続性が保たれていることが重要であるが、対象事業実施区域内の残置森林に隣接する地点に年間を通して水がある環境を確保することが困難であるため、工事前の早春季に卵囊を採集し、周辺地域の生息適地へ移動させる。	動物	代償	注目すべき動物のヤマトサンショウウオの生息維持が期待できる。	△	事後
	・フクロウ、サンコウチョウ、ヤブサメ、キビタキ、ジムグリ、ヒバカリ、ニホンマムシの生息環境を再生するため、改変区域の樹林の表土を土工前に採取して、資材置き場で仮保存し、工場用地外周の造成森林部および法面形成時に樹林表土をまきだし、埋土種子による再森林化の促進を試みる。造成森林部については自然な起伏を形成し、水分条件に変化が生じるようにして多様な植分形成を誘導する。また緑化にあたっては、餌動物の再侵入促進等、できるだけ多様な生物相の形成を実現できるよう努力する。	動物・植物・生態系	代償	注目すべき動物のフクロウ、サンコウチョウ、ヤブサメ、キビタキ、ジムグリ、ヒバカリ、ニホンマムシの生息環境の再生および多様な生物相の形成実現が期待できる。	△	監視
	・ニホンアカガエル、モリアオガエルの生息環境を再生するため、改変区域の湿地の表土を土工前に採取して、3号洪水調整池の周囲で仮保存し、1号洪水調整池および2号洪水調整池の完成後、仮保存した湿地の表土をまきだし、ハンノキ群落の再生を試みるとともに湿地の再生を誘導することでカエル類の他、トンボ類やガムシ類などの水生昆虫の生息環境再生を試みる。	動物・植物・生態系	代償	注目すべき動物のニホンアカガエル、モリアオガエルの生息環境の再生および、カエル類、トンボ類、ガムシ類などの水生昆虫の生息環境の形成実現が期待できる。	△	監視
	・エゾトンボ、コキベリアオゴミムシについては、工事区域内で繁殖している可能性があるため、工事に先立ち採集および生息適地への移殖を試みる。	動物	代償	注目すべき動物のエゾトンボ、コキベリアオゴミムシの生息維持が期待できる。	△	—
	・ナガタネガイ、ウメムラシタラガイ、オオウエキビ、ヒメカサキビについては、生息の可能性があるスギの落葉を採集し、対象事業実施区域に隣接するスギ植林へ落葉ごと移殖を試みる。	動物	代償	注目すべき動物のナガタネガイ、ウメムラシタラガイ、オオウエキビ、ヒメカサキビの生息維持が期待できる。	△	—

表 8-2-2 環境影響評価の結果、必要となった環境の保全のための措置 (3/4)

時期	環境の保全のための措置の内容	対象項目	区分	措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
工事中	・タニヘゴ、ミズギボウシ、カワラハハコの3種については対象事業実施区域内の適地に移植することにより種の保存に努める。キンランについては菌従属栄養植物であり、生育地の菌類を介して樹木と強く結びついていることから方法等を十分検討の上、移植による保存を試みる。	植物	代償	注目すべき植物のタニヘゴ、ミズギボウシ、カワラハハコ、キンランの生育維持が期待できる。	△	事後
	・各々の種の移植時期・移植方法などの具体的な内容、移植先の候補地は、識者の協力を得ながら現地踏査をした上で決定する。	動物・植物・生態系	代償	動植物の移植の成功率向上が期待できる。	△	—
	・造成工事に当たっては、伐採や伐採木の搬出等による周辺の樹木の損傷を極力避ける。	植物	低減	残置森林の損傷低減が期待できる。	△	—
	・造成工事に当たっては、改変区域に隣接する植物の埋没や光合成阻害を避けるため、大気質の項に記載したように資材搬入車両および土工用ダンプトラックの通行経路へ適時散水を行い、粉じんの飛散を防止する。					
	・重機や人が周辺樹木内に踏み込まないように指導を徹底する。					
	・斜面の残置森林の上部に位置する土工区域については、土塁などで林縁部分の地形を若干高くすることにより、上方からの林内への風の吹き込みや土砂の崩落などを防止する。					
	・新しくできた林縁からの残置森林への影響を緩和するため、外周の林縁に植栽を施す。					
	・造成森林における樹木の植栽にあたっては、ヒヨドリ等の鳥類が採食する高木や亜高木の液果植物を植栽種に含める。なお周辺地域に種子が散布される可能性があるため、使用する種苗は可能な限り滋賀県産のものを採用する。	動物・植物・生態系	代償	生態系の回復が期待できる。	△	—

表 8 - 2 - 2 環境影響評価の結果、必要となった環境の保全のための措置 (4/4)

時期	環境の保全のための措置の内容	対象項目	区分	措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
各区画の販売時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地①Aについては敷地境界における騒音・振動レベルを、⑩、⑪については敷地境界における騒音レベルを規制基準より5デシベル程度下げて施設を運用できる企業に販売する。低周波音については130デシベル以下になるよう要請する。</li> <li>・宅地①A、宅地③、宅地⑦、宅地⑧、宅地⑪については敷地境界における臭気指数を12以下で施設を運用できる企業に販売する。</li> </ul>	騒音・振動 低周波音  悪臭	低減	供用後の生活環境の保全が期待できる。	△	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白寿荘周辺の宅地についても企業誘致に当たっては低騒音・低振動の企業を優先し、既存工場等が操業している企業については現地視察で状況を確認する。</li> </ul>	騒音・振動	低減	供用後の生活環境の保全が期待できる。	△	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進出企業に対しては販売時に建物の高さ等を本環境影響評価の予測条件に収まるよう要請する。</li> <li>・予測条件とした高さ15mを超える建屋や工作物等が設置される場合は、色彩や形状等について、滋賀県景観計画ガイドラインの基準に沿って周辺景観と調和したものにするといった配慮を立地企業に対して要請する。</li> </ul>	景観	低減	供用後の生活環境の保全が期待できる。	△	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出量の大部分は運搬車両の通行によるものであることから、電気自動車や燃料電池車等のクリーンエネルギー車の導入とそれに伴う充電ステーションや水素ステーション等のインフラ整備についても、積極的に取り組むよう立地企業に対して要請する。</li> </ul>	温室効果ガス	低減	供用後の生活環境の保全が期待できる。	△	—

影響が大きいと予測された注目すべき種の移殖(移植)は以下により行う計画である。

表8-2-3 移殖(移植)の計画

移殖(移植)対象種		移殖(移植)時期	捕獲方法	移殖(移植)先	備考
両生類	ヤマトサンショウウオ	成体および卵囊： 早春季(2月～3月) 幼生： 春季(4月～5月)	たも網で捕獲を試みる。	ピオトープを創造する調整池および残置森林内に残る水溜まり。	同時期に繁殖期を迎えるニホンアカガエルやトンボのヤゴ類についても可能な範囲で捕獲し移殖する。
昆虫類	トンボ類のヤゴ等	両生類・魚類の移殖時	たも網で捕獲を試みる。	ピオトープを創造する調整池および残置森林内に残る水溜まり。	両生類・魚類調査時に捕獲できた個体を移殖する。
陸貝	ナガタネガイ、ウメムラシトラガイ等	初夏(6月)および秋(9月～10月)	生息地のスギの落葉を採取。	残置森林内のスギ植林	微小貝が多く見つけ採りは難しいため、確認地点のスギの落葉を袋に詰めて、残置森林内のスギ林へ移殖する。
魚類	カワバタモロコ、ドジョウ、ミナミメダカ、ドンコ	春(4月～5月)または、秋(9月～10月)	捕獲方法はかご網・セルビンとたも網を用いる。	確認されたため池の工事に先立ち、3号洪水調整池へ移殖する。3号調整池については生息環境(水質、外来生物の生息の有無等)を確認し、不相当と判断された場合は別の池への移殖または人工飼育を検討する。	初夏～夏が繁殖期なので、この時期の移殖は避ける。また、冬季は活動が弱まり捕獲が難しい。移殖後の注意点として、移殖先の調整池に捕食者となる外来種(オオクチバス、ブルーギル)が放流されないよう、侵入防止柵の設置等の対策を講じる。また仔稚魚は移殖後の死亡率が高いと予想されるため、移殖対象外とする。カワバタモロコは種の保存法で特定第二種国内希少野生動植物に指定されており、販売・頒布およびそれらを目的とした捕獲が規制されているが今回の場合、販売・頒布が目的ではないため、規制の対象外である。
	ホトケドジョウ	春(4月～5月)または、秋(9月～10月)	確認環境(対象事業実施区域内の沢)の規模が小さいため、捕獲方法はたも網を用いる。またセルビン等のトラップによる捕獲も試みる。	流水のある沢筋(区域外東側の谷筋を想定)や確認された河川の上流(区域外の野川上流を想定)への移殖を試みる。	繁殖期は早春～初夏なので、この時期の移殖は避ける。また、冬季は活動が弱まり捕獲が難しい。仔稚魚は移殖後の死亡率が高いと予想されるため、移殖対象外とする。
植物	ハンノキ群落	春(4月～5月)	湿地の表土を採取・保管し、調整池に撒き出して再生を試みる。		
	キンラン	冬(12月～2月)	ボイド管を使った方法により移植する。	移植可能な範囲から自生地と種組成の類似するコナラ林を抽出し、移植候補地を複数箇所選定する。	開花期である5月中旬に自生株の確認およびマーキングを行う。
	タニヘゴ、ミズギボウシ	秋(9月～10月)	根茎ごと掘り取り移植する。	創造するピオトープおよび、生育地と類似するハンノキ林を抽出し、移植候補地を複数箇所選定する。	自生株(移植対象株)の確認およびマーキングを行う。
	カワラハハコ	秋(9月～10月)	種子を採取し、工事完了後に散布する。	造成後の植栽を行わない砂利舗装地	本来の生育環境は河川沿いの礫河原であることから、周辺の生育地から種子が供給され定着したものと考えられ、周辺により大規模な個体群が生育している可能性が高いと考えられる。

表 8 - 2 - 4 各工事工程と保全措置の時期の関係





## 第9章 事後調査・モニタリング調査（環境監視調査）の計画

本事業を実施するにあたって、表9-1に示す内容について調査を実施することにより事業が環境に及ぼす影響を監視し、環境の保全のための措置の効果を確認することで地域の環境保全に努める。

なお、供用後の敷地境界における規制基準の適合状況については各立地企業が確認することとなるため、販売時の重要事項説明書に内容を明記する。

周辺地域における環境の状況については、企業立地までは事業者が調査を行う。

企業立地後は、立地企業と事業者および日野町(事務局)で設立する工業団地協議会(名称は未定)が調査を行う予定であり、各立地企業に対しては販売時の重要事項説明書に内容を明記するとともに、工業団地協議会に対して文書により適切に申し送りを行う。

なお、本環境影響評価では、立地する企業の業種、建築物等が未定であるため、これらの条件を想定して供用後の影響評価を行っていることから、企業誘致にあたり想定を超える環境影響が認められる可能性が発生した場合は該当する環境要素について事後調査を実施するほか、適切な方法により供用後の状況の把握に努めるとともに、必要に応じて追加の対策を検討する。

表9-1 事後調査・モニタリング調査（環境監視調査）計画 (1/2)

調査項目・調査内容	調査時期・頻度	調査位置
工事中の騒音・振動	白寿荘付近での工事実施中に月1回	白寿荘前
降雨時のSS濃度	工事中は工事の進捗に合わせて、代表的な降雨時に随時 工事終了後は、緑化・植栽による植物が成長し、法面の裸地をほぼ覆い尽くして濁水の発生が大きく減少すると考えられる時点までの期間で代表的な降雨時に随時	野川の現況調査地点 2箇所(No.2地点、 No.5地点)
移殖したカワバタモロコ、ドジョウ、ミナミメダカ、ドンコ、ホトケドジョウ、ニホンイシガメ、ヤマトサンショウウオ、フタスジサナエ、オグマサナエ、コノシメトンボ、キトンボ、キイロサナエ、エゾトンボ、コキベリアオゴミムシの生息状況	生息が確認できる適切な時期に年1回	移殖地点およびその周辺

調査項目・調査内容	調査時期・頻度	調査位置
動物のロードキルの状況、および対策として設置したアンダーパス等の利用状況	造成工事完了後から、企業立地後10年間程度。 哺乳類、両生類、は虫類の活動が活発となる時期（初夏～秋季）に年2回程度	ロードキルの状況については団地内道路全般。 利用状況については施設の設置位置
移植したタニヘゴ、ミズギボウシ、カワラハハコ、キンランの生育状況	移植初期は年3回以上、その後は生育が確認できる適切な時期に年1回	移植地点
ハンノキ群落および湿地の再生を試みた各洪水調整池のビオトープの動植物の生息・生育状況	ビオトープの工事完了から1年後、2年後、3年後、5年後、10年後	洪水調整池3ヵ所
埋土種子による再森林化の促進を試みる植栽を行った法面、造成森林の植生回復状況	植栽完了から1年後、2年後、3年後、5年後、10年後	盛土法面、切土法面の代表的な地点各2地点 造成森林の代表的な地点3地点

事後調査の結果、環境への影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、以下により対応する方針である。

表 9 - 2 環境への影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

調査項目・調査内容	対応方針
工事中の騒音・振動	白寿荘前における騒音レベル・振動レベルの増加の程度が著しい場合は必要に応じて遮音壁の設置など追加の対策を講じる。
降雨時のSS濃度	工事中に調査地点におけるSS濃度が現況調査値や予測値を著しく超えた場合は、その原因となっている工事区域について、p. 273に示した環境の保全のための措置を強化するとともに、仮設沈砂池内での濁水防止膜（バイオログフィルター）の設置を検討する。